

平成 25 年度 第 8 回 甲賀市自治基本条例策定委員会 次第

日時:平成 26 年(2014 年)1 月 17 日(金)

14 時 00 分 16 時 00 分まで

場所:水口社会福祉センター 福祉ホール

1 開 会

2 第7回会議録の確認について

3 各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表について(前回の続き)

4 次回の内容について

第9回会議

日時:平成26年2月13日(木)14時～16時

場所:サントピア水口(共同福祉施設) 教養文化室

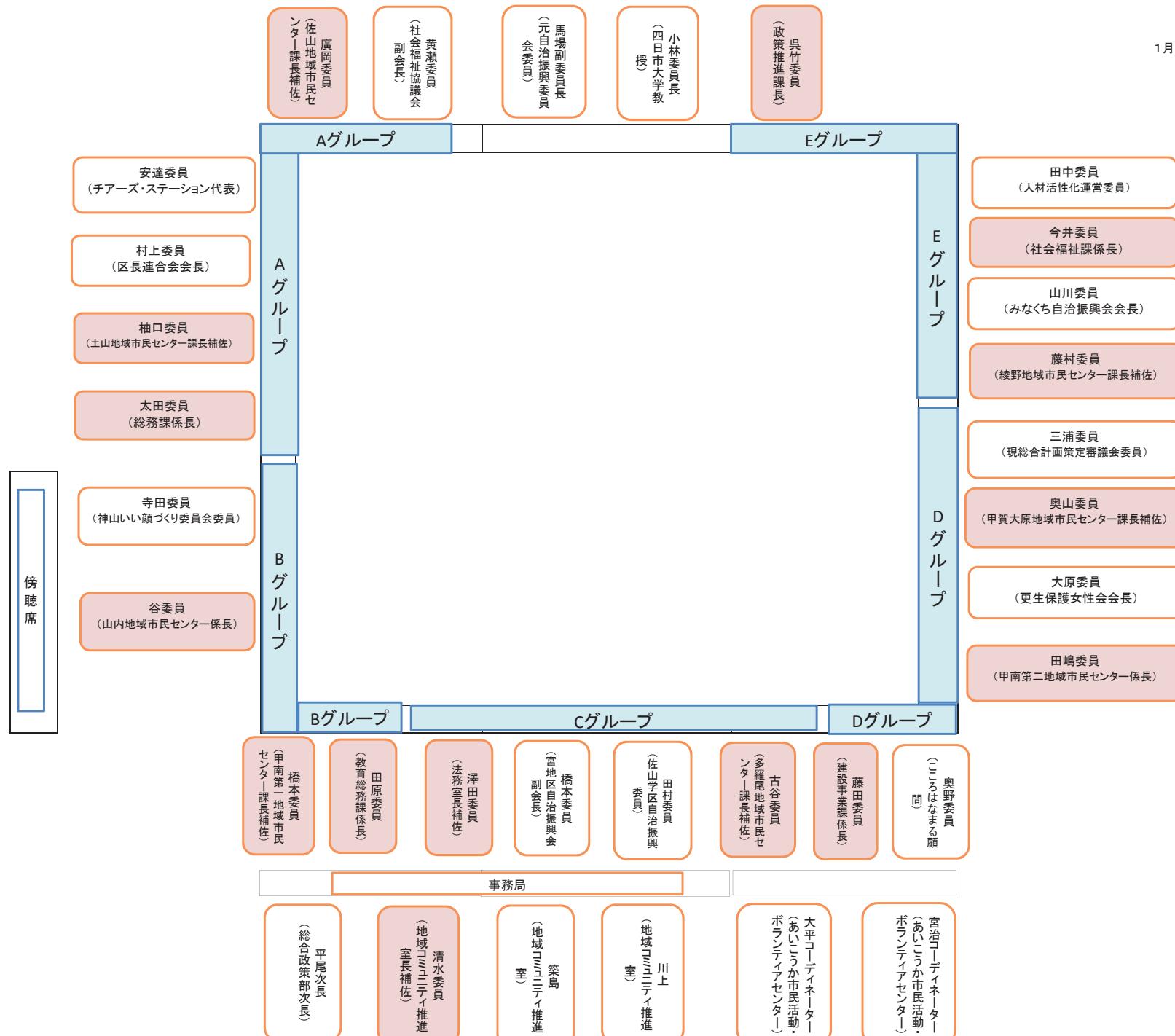
5 閉 会

こうかし し みんけんしょう 甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
めざすをめざして、けんこうをさだめながら、こうかし
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に あなたも仲間
いろどる山河と 生きいき文化
こぼれる笑顔に 応える安心
うみだす活力 受けつぐ伝統
かがやく未来に 鹿深の夢を



各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表

| 問題群 | 強み | 弱み | 主な既存条例等 | この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと） | 条例に盛り込んでいくべきこと |
|------------|---|---|---|---|--|
| ① 自然・環境 | <ul style="list-style-type: none"> 空気がよい (A) (D) 自然が多い (A) (D) 自然が豊か (A) (C) (E) 住みやすい、自然がある (B) 自然に惹まれてゆとりや余暇を楽しめるフィールドとなっている (B) 豊かな自然を活かした遊び場がある (C) 自然環境に惹まれている (D) 里山がある (D) 緑が多い (D) そこそこ田舎 (D) (E) 自然と生活できる (D) 水がおいしいところ (D) 水が豊富 (D) 山、川が美しい (E) 琵琶湖の水を飲んでいない (E) | <ul style="list-style-type: none"> せっかくの自然を活かせていない (A) 特定外来種が発見されるようになった (セアカゴケグモ) (B) 獣害が多い (D) (E) 大きな川がありながら荒れている (D) 廃屋や耕作放棄地が増えてきた (D) 田舎 (E) | <ul style="list-style-type: none"> 甲賀市環境基本条例 甲賀市環境基本計画 甲賀市地域新エネルギービジョン ラファースこうか2012（第2期甲賀市地球温暖化対策実施計画） 甲賀市の風景を守り育てる条例 甲賀市地域鳥獣被害防止計画 | <ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全（ハード面は行政が担うなど、市民との対話における役割分担を明記）(A) 自然保護 (A) 自然を大切に守る (A) | <p>（例）廃屋</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の責務として財産の適正管理、市の責務として地域の状況把握 自然環境の保全だけでなく、活用が大切 バランスのとれた保全と開発のトラスト 景観との調整 <p>（例）河川の氾濫</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の責務として、地域の状況把握と情報の共有、 山のあり方を根本的に考える必要あり <p>（例）セアカゴケグモ</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険情報については、市として市民に周知、啓発する |
| ② 歴史・文化 | <ul style="list-style-type: none"> 地域ごとに伝統文化が残っている (A) 陶芸、忍者といった観光資源 (A) 歴史的な文化、遺産がたくさんある。甲南（まがいひ）・紫香楽の宮 (A) (B) (C) 独特の文化がある（芸術・映画） (B) 豊富な郷土史 (B) 多種、多彩な祭礼 (B) 地域学 (B) 歴史、文化がある (B) (D) (E) 寺、神社が多い (D) 文化財が多い（仏像等） (D) 神社、寺などの伝統行事が継がれている (D) 地域のイベントが多い（お祭り等）大変にしていて欲しい (D) 慣例を大切にする=歴史文化の継承 (E) 土山、水口等の宿場、文化遺産が多い (E) 旧跡を守るため、ウォーキングや勉強会を自治振興会で (E) 奈良や京都にはない東海道を中心に隠れた文化もある (E) | <ul style="list-style-type: none"> 歴史、文化が活かされていない (D) 関わっていないひとの思い (E) | <ul style="list-style-type: none"> 甲賀市文化財保護条例 甲賀市文化財保護基本方針 甲賀市文化のまちづくり計画 | <ul style="list-style-type: none"> 伝統文化を後世に伝える (A) 地域の歴史文化を大切に守る (A) 文化財を活かしたまちづくり (A) 地域の特徴を活かした景観、文化的創出 (E) 後継者、担い手育成 (D) | <ul style="list-style-type: none"> 甲賀のすばらしさ、住んでいるまちのすばらしさ、先人への敬意も含めた郷土愛（子ども達に郷土について教え伝える） 歴史、文化、伝統を大切にする、後世に伝えて活かしていく（後継者をどう育てるかも関連） 皆で新しい文化を創っていく（新たなものを生み出していく） 市民もできることを積極的にやっていく 市民と行政との協働 関心のない人への働きかけ |
| ③ 産業 | <ul style="list-style-type: none"> 企業活動が活発 (A) 工業団地がある (A) 工場が多い (A) 農林業が続いている (A) 地産の野菜、米がおいしい (A) 信楽焼きなどに代表される特産品がある (B) お茶どころ（朝宮・土山） (B) 元気な中小企業がある (B) 食べ物、地場産品 (B) 地域特産品がある (C) (D) 信楽という有名な観光スポットがある (C) 有名観光地がある (C) 地場産業が強い (D) 「甲賀」は知名度がある。「信楽」も知名度がある (D) 地域資源が豊富（自然・森林・里山・歴史文化遺産・茶・陶器等） (C) (E) | <ul style="list-style-type: none"> 大企業がない、企業（本社）が少ない (A) (D) 雇用不足 (A) (D) 観光スポットを活かしていない（若い世代が行きたいと思うような） (A) 知名度が低い (B) 地域の資源がうまく活かされていない (C) 経済の循環が少ない (D) 買い物がしにくい (D) インフラ（水がない） (D) 忍者とタヌキのみ (D) 観光地としては中途半端 (D) ショッピングセンターが多く、個人商店街がなくなってしまった (E) 周辺地と中心地の格差あり (E) 周辺地では商店の衰退が進んでいる (E) 観光客数が伸びていない。特に宿泊客が少ない (E) 観光情報の発信弱い（観光戦略） (E) 農林業の衰退化 (E) | <ul style="list-style-type: none"> 甲賀市観光振興計画 土山地区活性化計画 | <ul style="list-style-type: none"> 雇用の創出（企業活動の活性化、過疎対策）、行政はインフラ整備、市民は地元雇用を大切に (A) 産業の発展（第1次から第6次までをしていく組織づくり） (A) 商店街の活性化、行政・商工会等との前向きな協議 (A) 地場産業や文化伝統を伝承するまち (B) 地産地消をコーディネートし、甲賀ブランドの仕組みづくりや全国的なPRを (D) | <ul style="list-style-type: none"> 内発的に発展していくよう地域の自立性を高めていく（行政は施策として考える、市民は地元の発展を考える） 事業者、企業も地域社会の一員としての自覚をもつ（地域に根付くように） 地域資源（観光資源）を発掘し、うまく活用 甲賀市の魅力を全国に発信していく、甲賀市の価値をより高めていく 広域連携 （例）土地利用計画 分権時代にふさわしい行政のあり方（国、県に対し積極的に物申していく） 立地企業も地域社会の一員としての責任を自覚（地域を大切にしていただけ） 地場産業の育成、人の育成 人や組織を育てて活かしていく 持続可能な地域社会を創造する。目指していく。 魅力を発信していく 起業する人を育てていく 市民も行政も创意工夫を |

各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表

| 問題群 | 強み | 弱み | 主な既存条例等 | この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと） | 条例に盛り込んでいくべきこと |
|---------------------|---|---|--|---|--|
| ④ 道路・交通 | <ul style="list-style-type: none"> 新名神高速道路のインターチェンジが3つもある（A）（C） 信楽高原鉄道（B） 新名神高速道路が通っているので、京阪神や名古屋（都市）へも行きやすい（B）（C）（D）（E） 都会と田舎がコンパクト、ちょうど良い（B） 道路交通の便が良い（D） 新名神高速道路を活かしたまち、東海道、忍者、陶器、観光が良い（E） | <ul style="list-style-type: none"> JR電車の便が悪い（A）（D） コミュニティバスの運行（ルート）に不満あり（不便）（A） 幹線道路整備が不十分（A）（B）（C） 市の面積が広すぎて、行き来に時間がかかりすぎる（A）（B）（C）（D）（E） 新名神高速道路の周辺整備（B） 公共交通機関が少ない（子ども、高齢者は移動手段が少ない、自動車に頼っている）（A）（B）（C）（E） 交通の便が悪い（B）（D）（E） 鉄道交通の整備が進んでいない（D） 辺地なため、県立高校に人が集まらない。東海道沿線にみんな行ってしまう（E） | <ul style="list-style-type: none"> 新名神高速道路活用戦略 甲賀市公共交通活性化によるまちづくり推進計画 甲賀市信楽高原鉄道沿線地域公共交通総合連携計画 甲賀市地域公共交通総合連携計画 甲賀市道の構造の技術的基準を定める条例 甲賀市道に設ける道路標識の寸法を定める条例 甲賀市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例 甲賀市法定外公共物管理条例 甲賀市国土利用計画 甲賀市交通安全計画 甲賀市都市計画マスターplan | | <ul style="list-style-type: none"> 市民の安全を守れるようなことを優先した社会資本の維持、整備 行政として、市内公共交通事業者と連携を図りながら考えていく（公共交通機関を利用すべき） 市民の責務として、地域にある貴重な財産を有効に活かしていく |
| ⑤ 施設 | <ul style="list-style-type: none"> 良い温泉がある（やっぽんぽん、大河原温泉、宮乃温泉、塩野温泉、多羅尾温泉）（B） 公立甲賀病院（B） 運動施設がたくさんある（グラウンド）（B） ゴルフ場が多いところ（B）（D） 子どもや老人の方の遊びどころが多い（D） | <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の老朽化の進行（A） 小学校が多い（A） 市民の憩いの場がない（自然いっぱいの公園など）（A） 小児科が少ない（A） 基本設備の不足（B） 河川の整備が進んでいない（川の中の砂）（B） スポーツ施設が使いにくい（B） 人口増減合併前のままの施設が多く、統廃合が進んでいない（B） 若者の遊び場がない（B） 地域医療に差がある（C） 人口の割に施設が多い（E） 学校の統合がされていない（E） | <ul style="list-style-type: none"> 甲賀市公園条例 甲賀市都市公園条例 甲賀市立図書館のあり方 市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方 甲賀市幼稚園保育園の適正規模及び民営化等に関する基本的な考え方 甲賀市スポーツ振興計画 | | <ul style="list-style-type: none"> 自治振興会の活動拠点整備（自治振興会の活動拠点としてふさわしいよう整備が必要な地域市民センターがある） 市の既存施設有効活用（人口減少もあり、余ってる施設が出てくる中での対応） 個人の空き家も含め、既存施設の有効利用 子ども達が外で安心して遊べる場づくり 行政に頼るだけでなく、市民同士も支え合っていく（温かいまち、暮らしやすいまちを実現） 施設の維持管理、運営を市民が役割を担いながら行う |
| ⑥ 市民の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> 人間性の良い人が多い（A） 人情味がある（A） いわゆる「スレ」ている人がいない（C） 立ち上がりは遅いが協力的な人が多い（C） このまちを良くしようという熱い思いをもった人がたくさんいる（C） いろんな技をもった人がいる（C） 人がやさしい（D） 住民の質が高い（D） 人の人情を感じる（E） 絆や仲間意識がある（E） | <ul style="list-style-type: none"> 住民気質として自分たちがどんどん自発的に進める方ではない（B） 地元根性が強い（B） リーダーとなる人材が偏っている（C） いろんな力をもった人がいるのに活かされていない（C） リーダーが少ない（D） 慣例を大切にすること＝ルールがない、個の価値観が尊重されない（E） 人の人情を感じない＝利己主義で他力本願（E） | <ul style="list-style-type: none"> 市民憲章 | <ul style="list-style-type: none"> おもてなし、まちを愛する心意気を（E） | <ul style="list-style-type: none"> 市民自ら考えて決定し、その実現に向けて行動する 地元派も市外から来た人も同じ甲賀市民であるという意識は大切 市のいいところを知って、どんなまちにしていくのかということをみんなで考える まちづくりの主役である市民が主体的にまちづくりに関わる 市民という用語（住んでいる人、通勤・通学、外国人、宗教団体等）をどう定義づけるか <p>再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民もできることを積極的にやっていく |
| ⑦ 子ども・若者・障がい児（者） | | <ul style="list-style-type: none"> 周りに子どもが少ない（家の中にいる子どもが多い気がする）（B） 市街地への若者流入（都市計画）（B） 20代、30代の若者がいない（C） 若者対策が出来ていない（C） 若者がいない（D） 若者の定着が少ない（E） | <ul style="list-style-type: none"> 甲賀市子ども・子育て応援団会議条例 甲賀市児童クラブ条例 こうか親と子応援アクションプラン 甲賀市幼稚園保育園の適正規模及び民営化等に関する基本的な考え方 甲賀市子ども読書活動推進計画 甲賀市青少年自然体験活動振興計画 | | <ul style="list-style-type: none"> 年齢にふさわしい形でまちづくりに参画する権利の保障 人と人のつながり、思いやりの心 若者の声をまちづくりに活かせるシステムの構築 子育てしやすい体制づくり 若者が活躍できる素地を 小さな子どもも参加できるまちづくり 地域の力、支え合って安心して学べる仕組みづくり 子ども目線にたった子育て、子どもに接する大人のあり方 地域の人が協力して支えていく 子どもが夢中になれるものを 障がい児に対する周りの人たちの理解を深める <p>再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> 人や組織を育てて活かしていく 子ども達が外で安心して遊べる場づくり |

各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表

| 問題群 | 強み | 弱み | 主な既存条例等 | この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと） | 条例に盛り込んでいくべきこと | |
|---------------|---|---|--|--|---|---|
| ⑧高齢者・障がい者（過疎） | | <ul style="list-style-type: none"> ・過疎化の地域が多い（A） ・少子高齢化が進んでいる（A） ・他市に比べて高齢化率が高い（A） ・高齢化が進み、集落の成立が難しくなっている（B） ・高齢者同士のつながり、ネットワークが十分でない地域もある（住宅団地など）（B） ・高齢者が多い（ひとり暮らしの方も多い）（B）（C） ・周辺地では高齢化と過疎化が進んでいる（C）（E） | <ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市介護保険条例 ・甲賀市地域福祉推進計画 ・甲賀市地域福祉（活動）計画 ・甲賀市第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画 ・甲賀市国土利用計画 ・甲賀市都市計画マスターplan | <ul style="list-style-type: none"> ・年老いても安心して住み続けられるまち（B） ・自治振興会等による広域的な対策（C） ・行政は仕組みづくりや支援、他は地域が主体となって取り組むといった役割分担の明確化（B） | <ul style="list-style-type: none"> ・地域のサポート体制 ・高齢者の積極的な社会参加、高齢者は重要なまちづくりの担い手 ・高齢者が生きがいを感じることができる施策 ・高齢者の能力を十分に発揮していただく ・地域福祉計画を反映した条例づくり ・高齢者や障がい者に対する周りの人たちの理解を深める | |
| ⑨市の一体感 | | <ul style="list-style-type: none"> ・旧町でやり方が違っていたので、統一する場合に選択肢はいくつもある（A） ・旧町によって特色のあった文化が合併してもそのまま残っている（続いている）（B） ・合併前の5町の個性が活きている（E） ・甲賀全体がブランド（E） | <ul style="list-style-type: none"> ・一極集中になってきた（水口に集まっている。人も物も祭りも）（A） ・街の中心がなく、ばらけている。（A） ・地域間のバランスが悪い（中心部と周辺部）（A） ・合併後、人口の増・減する地域が分かれてきた（B） ・旧町の交流が少ない（C）（E） ・旧町意識が強い（C）（E） ・画一行政をしている所がある（C） ・合併時にしなくてはいけない事を今頃している（C） ・地域による格差が生まれている（D） ・生活基盤に地域格差がある（C） ・旧町の特性が活かされていない（C） ・旧町のしがらみから抜け出していく（E） ・合併前の5町がなかなかひとつになれない（E） ・合併は良かったのか（E） ・水口ばかりが良い街になっている（E） | <ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画 ・国土利用計画 | | <ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市としての文化を創っていく ・それぞれの地域の個性や特徴を尊重した一体感、尊重しあえる風土 ・市民同士が交流・連携できる場づくり ・旧町の垣根を取り払い、甲賀市民として意識し考える ・甲賀郡の歴史を思い出しながら、甲賀市を考える |
| ⑩コミュニティ | <ul style="list-style-type: none"> ・自治振興会がある（A） ・山間部では隣近所のつながりが温存している（A） ・山間部では区で何事についてもある程度まとまりがある（A） ・各地域の結束力がある（特に従前の区・自治会）（A） ・地域愛が強い（B） ・スポーツが地域でよく行われている（B） ・昔ながらの近所、隣どうしの助け合いがまだまだ続いている（区・自治会・自治振興会）（B） ・ある程度町の顔が見える（良いも悪いも）（D） ・人が少ない（D） ・地域としてのまとまりがある（D） ・地域の顔がわかりやすい（D） | <ul style="list-style-type: none"> ・街中ではつながりが薄れてきている（A） ・地域差がある（人の考え方、区・自治会のあり方、事業推進など）（A） ・近所との関係がドライになってきた（B） ・空き家などが多くなってきた（B） ・地縁的つながりが失われつつある（C） ・公共の土地だけでなく、私有地も管理できていない（C） ・地域によって差が出てきている（C） ・各団体の役員が毎年、順番に回ってくる（C） ・地域行事が多すぎる（D） ・近所づきあいが薄い（D） ・地域の関わりがわざわざしい（D） ・イベント等への若者の参加が少ない（D） ・若者の地域参加を（E） ・女性のリーダーが少ない（E） | <ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市地域福祉推進計画 ・甲賀市自治振興会等規則 ・甲賀市行政区設置規則 | <ul style="list-style-type: none"> ・どういうまちにしたいかを個人が本気で考え、意見交換、議論ができる場を大切にしたい（E） ・地域のよさをみんなが活かしていく努力が必要（E） ・大切なものを子どもたちに伝えていく（E） | <ul style="list-style-type: none"> ・サポートしあう支援・見守りの体制 | |

各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表

| 問題群 | 強み | 弱み | 主な既存条例等 | この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと） | 条例に盛り込んでいくべきこと |
|-------------|---|--|---|--|---|
| (1) 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・窓口の対応が良い (B) | <ul style="list-style-type: none"> ・旧町体質が残っている (A) ・個々の活動を取りまとめ、甲賀市のピッグイントがない (A) ・区長会、自治振興会の役割が不明確 (A) ・親子支援はあっても母支援、働くママ支援がない (A) ・財源が不足しているため、補助金が削られる (A) ・国歌を斉唱しない (A) ・前例にとらわれすぎる (B) ・資金不足 (B) ・鉄道沿線の開発が弱い (C) ・集落が点在 (C) ・行政サービスの地域格差 (D) ・旧町の温度差がひどい (D) ・窓口格差がある (D) ・書類の提出が多い (E) ・福祉、笑顔がない (E) ・職員が上から目線 (E) ・市民に対して「してやっている」という職員が多い (E) ・人口が増加しないということはまちづくりがまちがっているということ (E) ・市街化調整区域では発展しない (E) | <ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市行政手続条例 ・甲賀市行政組織条例 ・甲賀市総合計画策定審議会条例 ・甲賀市監査委員条例 ・甲賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 ・甲賀市法令遵守の推進条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事業の役割分担 (A) ・補助金の見直し整理 (A) ・子育て支援、母支援 (A) ・公共施設の整備、市民の集い、憩いの場所作り (A) ・地元の想いを活かすインフラ整備 (E) | <ul style="list-style-type: none"> ・市民意識の高揚やまちづくりへの関心を高める働きかけ（仕掛け） ・地域住民へのサポート |
| (2) 市民活動と協働 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動が活発に行われている (C) | <ul style="list-style-type: none"> ・せっかくの市民活動、市民に伝わっていない (A) ・地域活動への支援が少なくなってきた (B) ・ボランティアの方の活躍の場が少ない (C) ・「協働」が言葉だけになっている (C) | <ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市市民協働事業提案制度実施要項 ・甲賀市市民活動総合補償制度要綱 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援、協働 (A) ・区と自治振興会のすみ分け (A) ・青少年（子ども）のまちづくりの参画 (B) ・協働による役割分担（どこまで責任を持つか）(c) ・協働はどういった人が担うのか、あるいは受け手なのか (C) ・地域のよさを引き出すためには、市民をはじめ多様な主体と共に、協働をしていくとき (E) | <p>再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民もできることを積極的にやっていく ・市民と行政との協働 |
| (3) 安全・安心 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害が少ない (A) (D) ・比較的、安全・安心な街である (A) ・災害が少なく暮らしやすい (B) ・地域のつながりが強いので、子どもたちの安全対策等が協力してもらいやすい (B) ・災害対策（設備・マニュアル等） (B) ・安全への取り組み (B) ・情報基盤整備により各戸に音声スピーカーがあり、災害対策が進んでいる。 (B) | | <ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市防災会議条例 ・甲賀市災害対策本部条例 ・甲賀市国民保護協議会条例 ・甲賀市国民保護対策本部及び甲賀市緊急対処事態対策本部条例 ・甲賀市インフルエンザ等対策本部条例 ・甲賀市青少年活動安全誓いの日条例 ・甲賀市生活安全条例 ・甲賀市暴力団排除条例 ・甲賀市犯罪被害者等支援条例 ・甲賀市既存建築物耐震改修促進計画 ・食育推進計画 ・安心安全な学校づくり交付金に係る施設整備計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害に備えたまちづくり (B) ・行政と市民の役割分担による対策 (B) | <p>再掲（例）河川の氾濫</p> <p>（再掲）・行政として、市内公共交通事業者と連携を図りながら考えていく</p> <p>・危険情報については、市として市民に周知、啓発する</p> <p>再掲（例）セアカゴケグモ</p> <p>・市の責務として、地域の状況把握と情報の共有、</p> |

各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表

| 問題群 | 強み | 弱み | 主な既存条例等 | この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと） | 条例に盛り込んでいくべきこと |
|--------------|--|--|--|---|----------------|
| (14) 人権 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市人権尊重のまちづくり条例 ・甲賀市人権総合計画 ・甲賀市同和対策基本計画 ・甲賀市男女共同参画計画 ・甲賀市人権教育基本計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権を大切にする（思いやりの気持ちを育てる）（A） ・人権意識の高揚（A） | |
| (15) 教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育熱心である（A） | <ul style="list-style-type: none"> ・大学・専門学校がない、少ない（A） | <ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市教育振興基本計画 ・市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもにとって魅力があり、住み続けたいと思えるまち（B） | |
| (16) 個人情報 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市個人情報保護条例 ・甲賀市情報公開条例 ・甲賀市地域情報化計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の扱い方（ルールとは何か）（D） | |
| (17) 国際 | <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流が進んでいる（E） | | <ul style="list-style-type: none"> ・国際化推進計画 | | |
| 前文に | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・日本国民として、そして甲賀市民としての自覚と誇りを持つ（A） | |

○甲賀市行政組織条例

平成 16 年 10 月 1 日

条例第 13 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日条例第 32 号

平成 19 年 3 月 9 日条例第 2 号

平成 20 年 3 月 11 日条例第 5 号

平成 21 年 3 月 5 日条例第 1 号

平成 22 年 3 月 10 日条例第 2 号

平成 23 年 3 月 29 日条例第 16 号

平成 24 年 6 月 22 日条例第 19 号

(部の設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市長直轄組織及び次の部を設ける。

総合政策部

総務部

市民環境部

健康福祉部

産業経済部

建設部

上下水道部

(市長直轄組織の分掌事務)

第 2 条 市長直轄組織の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 広報及び公聴に関すること。
- (3) 危機管理に関すること。
- (4) 防災及び消防に関すること。

(部の分掌事務)

第 3 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部

- (1) 市政の総合企画、計画及び調整に関すること。

- (2) 合併関連事業の進行管理に関すること。
- (3) 交通対策及び地域バス対策に関すること。
- (4) 電子計算機の管理及び情報政策に関すること。
- (5) 自治振興及びコミュニティ活動に関すること。
- (6) 国内及び国際交流に関すること。
- (7) 甲賀市地域市民センター設置条例（平成23年甲賀市条例第16号）
第2条に規定する地域市民センターに関すること。

総務部

- (1) 議会及び行政一般に関すること。
- (2) 住居表示に関すること。
- (3) 文書管理に関すること。
- (4) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (5) 法規に関すること。
- (6) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (7) 行政改革、行政評価及び統計に関すること。
- (8) 財政及び管財に関すること。
- (9) 契約及び工事の検査に関すること。
- (10) 市税に関すること。
- (11) 合併前の水口町の区域の所管に関すること。
- (12) その他他部の所管に属さない事項に関すること。

市民環境部

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関すること。
- (2) 防犯、交通安全対策及び消費者行政に関すること。
- (3) 国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療に関すること。
- (4) 環境保全、公害防止及び廃棄物対策に関すること。
- (5) エコライフ及び環境マネジメントシステムに関すること。
- (6) 同和対策に関すること。
- (7) 人権対策及び男女共同参画に関すること。

健康福祉部

- (1) 高齢者福祉及び在宅介護に関すること。

- (2) 介護保険に関すること。
- (3) 社会福祉に関すること。
- (4) 保健衛生、健康管理及び母子保健に関すること。
- (5) 児童福祉に関すること。

産業経済部

- (1) 商工業及び観光に関すること。
- (2) 企業誘致に関すること。
- (3) 労働福祉に関すること。
- (4) 農業、林業及び畜産業に関すること。
- (5) 土地改良事業に関すること。

建設部

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 開発指導に関すること。
- (3) 土地区画整理及び公園緑地に関すること。
- (4) 道路、河川及び橋りょうに関すること。
- (5) 住宅に関すること。
- (6) 公共施設の建築及び營繕に関すること。
- (7) ダムに関すること。
- (8) 地籍調査に関すること。

上下水道部

- (1) 水道事業及び水道施設に関すること。
- (2) 公共下水道及び農業集落排水に関すること。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

付 則（平成17年条例第32号）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(甲賀市水道事業設置等に関する条例の一部改正)

2 甲賀市水道事業設置等に関する条例（平成16年甲賀市条例第174号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

（甲賀市総合計画策定審議会条例の一部改正）

3 甲賀市総合計画策定審議会条例（平成17年甲賀市条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

（甲賀市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

4 甲賀市特別職報酬等審議会条例（平成17年甲賀市条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

（甲賀市史編さん委員会条例の一部改正）

5 甲賀市史編さん委員会条例（平成17年甲賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

（甲賀市公共下水道事業審議会条例の一部改正）

6 甲賀市公共下水道事業審議会条例（平成17年甲賀市条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

付 則（平成19年条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（甲賀市交通安全対策条例の一部改正）

2 甲賀市交通安全対策条例（平成16年甲賀市条例第78号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

（甲賀市史編さん委員会条例の一部改正）

3 甲賀市史編さん委員会条例（平成17年甲賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

(甲賀市国民保護協議会条例の一部改正)

- 4 甲賀市国民保護協議会条例（平成18年甲賀市条例第14号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

(甲賀市国民保護対策本部及び甲賀市緊急対処事態対策本部条例の一部改正)

- 5 甲賀市国民保護対策本部及び甲賀市緊急対処事態対策本部条例（平成18年甲賀市条例第15号）の一部を次のように改める。

[次のように] 略

(甲賀市環境基本条例の一部改正)

- 6 甲賀市環境基本条例（平成18年甲賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

付 則（平成20年条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(甲賀市民窓口センター条例の一部改正)

- 2 甲賀市民窓口センター条例（平成19年甲賀市条例第26号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

(甲賀市同和対策審議会条例の一部改正)

- 3 甲賀市同和対策審議会条例（平成16年甲賀市条例第197号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

付 則（平成21年条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年条例第2号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年条例第16号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年条例第19号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

○甲賀市市民協働事業提案制度実施要綱

平成23年7月15日

告示第48号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民活動団体の専門性、柔軟性等を活かした公益的な事業の提案を募集し、提案された事業を市民活動団体及び市が協働で行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動 市民の自主的な参加により、不特定多数の市民の利益の増進に寄与するために行われる自発的かつ営利を目的とせず収益を関係者で分配しない非営利の活動をいう。

(2) 市民活動団体 市民活動を行う団体をいう。

(3) 協働事業 市民活動団体及び市が、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って行う事業をいう。この告示における協働の形態は、次に掲げるものとする。

ア 委託

イ 共催

ウ 事業協力

エ 実行委員会

オ 補助

カ その他、市長が協働と認めること。

(4) 公益 不特定かつ多数のための利益で、社会的ニーズがあること。

(協働事業の種別)

第3条 協働事業の種別は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民テーマ型事業 自由なテーマで提案する事業

(2) 行政テーマ型事業 市が設定したテーマに基づき提案する事業

(提案団体の要件)

第4条 協働事業を提案することができる市民活動団体は、次の各号のいずれの要件も満たす市民活動団体とする。

- (1) 活動拠点が市内にあること。
- (2) 構成する会員が5人以上いること。
- (3) 運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われていること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体でないこと。

（対象となる事業）

第5条 協働事業は、次の各号のいずれの要件も満たすものでなければならない。

- (1) 市内で実施される公益的な事業であり、身近な課題について、市民活動団体と市が協働して実施することにより、その解決につながる事業であること。
- (2) 具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上が図られる事業であること。
- (3) 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働して実施することにより相乗効果が期待できる事業であること。
- (4) 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等を活かした新たな視点からの事業であること。
- (5) 予算の見積り等が適正であり、市民活動団体と市が協働して実施することが可能な事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当するときは、提案の対象としないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 嘗利を主たる目的とするもの
- (3) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とするもの
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定す

る公職をいう。以下同じ。) の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

- (6) 法令、条例等に違反するもの
- (7) 市の事業(施策)への要望又は団体の事業への支援を求めるもの
(実施期間)

第6条 事業実施期間は、単年度とする。

(事業の提案)

第7条 事業の提案をしようとする市民活動団体の代表者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 市民協働事業提案書(様式第1号)
- (2) 市民協働事業提案企画書(様式第2号)
- (3) 実施スケジュール(様式第3号)
- (4) 市民協働事業提案収支予算書(様式第4号)
- (5) 団体の概要書(様式第5号)
- (6) 定款・会則等
- (7) 会員名簿
- (8) 予算及び決算関係書類(団体全体分)

(審査委員会)

第8条 市長は、第5条に規定する協働事業の提案内容を審査するため、学識経験者等で構成する市民協働事業提案制度審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置するものとする。

- 2 審査委員会は、第7条に規定する書類により審査するほか、プレゼンテーション等により審査を行い、協働事業として適當と認めたときは、その旨の意見を市長に述べるものとする。
- 3 市長は、審査委員会の意見を参考に、採択する協働事業を決定し、その結果を市民協働事業提案制度協働事業採択結果通知書(様式第6号)により提案した市民活動団体の代表者に通知するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営について必要な事項は市長が別に定める。

(審査結果の公開)

第9条 市長は、前条の規定による協働事業の審査結果について公開するものとする。

(協定書の締結等)

第10条 協働事業の実施に当たり、提案した市民活動団体の代表者及び市長は、それぞれの役割分担を明確にした協定書を締結するものとする。

(状況報告及び調査)

第11条 市長は、協働事業実施期間中において、事業の進捗状況について、事業を実施する市民活動団体から聴取し、又は調査を行うことができるものとする。

(経費負担)

第12条 市長は、第10条に規定する協定書に基づく協働事業の実施に当たり、予算の範囲内で経費の負担をするものとする。

(備付帳簿等)

第13条 協働事業を実施する市民活動団体の代表者は、事業に係る必要な帳簿、領収書等が確認できる書類を当該年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(報告書等の提出)

第14条 協働事業を実施する市民活動団体の代表者は、市民協働事業提案制度実績報告書（様式第7号）及び事業収支決算書（様式第8号）を事業完了後1箇月以内又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(事業報告会)

第15条 協働事業を実施する市民活動団体の代表者は、市長が開催する事業結果報告会において事業の内容について報告するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

市民協働事業提案書

年　月　日

甲賀市長　あて

所在地

申請人 団体名

代表者名

印

次のとおり提案します。なお、会員名簿、担当者連絡先を除き公開を承諾します。

| | | | |
|--------------|--|---|-------|
| 1 提案事業の名称 | | | |
| 2 提案の区分 | どちらかに○をつけてください。 1 市民テーマ型事業 2 行政テーマ型事業 | | |
| 3 事業期間（予定） | 年　月　日 | ～ | 年　月　日 |
| 4 協働の形態 | <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> 事業協力 <input type="checkbox"/> 実行委員会 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 5 事業総額 | 円 | | |
| 6 市に支出を求める金額 | 円 | | |
| 7 添付書類 | <input type="checkbox"/> 会則等 <input type="checkbox"/> 前年度事業報告書及び収支決算書 <input type="checkbox"/> 会員名簿 <input type="checkbox"/> その他参考となるもの | | |

裏面をご覧ください。

※ 提案事業の要件（確認した場合は、各項目の左の□にチェック（レ）をしてください。）

1～7すべてにチェック（レ）が入らない場合は、提案できません。

- 1 公序良俗に反するものでないもの。
- 2 営利を主たる目的とするものでないこと。
- 3 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とするものでないこと。
- 4 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。
- 5 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- 6 法令、条例等に違反するものでないこと。
- 7 市の事業(施設)への要望又は団体の事業への支援を求めるものでないもの。

様式第2号（第7条関係）

市民協働事業提案企画書

| | |
|--|---|
| 1 事業の分野 又は活動の分野 (主となる該当 分野に○をして ください。) | ①保健・医療・福祉 ②社会教育 ③まちづくり ④学術・文化・ 芸術・スポーツ ⑤環境保全 ⑥災害救助 ⑦地域安全 ⑧人 権・平和 ⑨国際協力 ⑩男女共同参画 ⑪子どもの健全育成 ⑫情報化社会 ⑬科学技術の振興 ⑭経済活動の活性化 ⑮職 業能力開発・雇用機会 ⑯消費者保護 ⑰非営利活動支援 ⑱そ の他 () |
| 2 提案事業の 詳細 | (1) 現状と課題 |
| | (2) 事業の目的 |
| | (3) 解決方法 |

| | |
|---------------|--|
| 3 提案事業の特色 | 事業提案の先駆性・専門性・柔軟性など、提案の特色はどのような点ですか。 |
| 4 役割分担及び協働の効果 | (1) 提案団体が担う役割・団体にとっての協働の効果 (提案団体は具体的に何をしますか。団体にとってどんなメリットがありますか。) |
| | (2) 市へ期待する役割・市にとっての協働の効果 (市へ求める役割は何ですか。市にとってどんなメリットがあると思いますか。) |
| 5 その他 | 協働事業を進めていく上で、広くアピールしたいがあれば自由にご記入ください。 |

様式第3号（第7条関係）

実施スケジュール

○提案事業の実施スケジュールをご記入ください。（いつ頃、どのようなことをする予定ですか）

| 時 期 | 内 容 |
|-----|-----|
| 4月 | |
| 5月 | |
| 6月 | |
| 7月 | |
| 8月 | |
| 9月 | |
| 10月 | |
| 11月 | |
| 12月 | |
| 1月 | |
| 2月 | |
| 3月 | |

様式第4号（第7条関係）

市民協働事業提案収支予算書

提案事業に係る見積金額_____円

(収入の部)

(単位：円)

| 区分 | 予算額 | 積算根拠（品名、単価、数量等） | 備考 |
|---------|-----|-----------------|----|
| 例) 市委託料 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 | | | |

(支出の部)

(単位：円)

| 区分 | 予算額 | 積算根拠（品名、単価、数量等） | 備考 |
|----|-----|-----------------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 | | | |

支出経費の区分例

支援対象経費

- 報償費（講演会・研修会等の講師への謝礼、調査・研究等に係る報償費など）
- 旅費（研修等に要する交通費、講師・指導者等事業に必要な交通費）
※ 日時・交通機関・経路・運賃等を明確に
- 需用費（チラシや冊子等の印刷製本費、材料費、文具や用紙等の消耗品費、書籍等の購入費）
- 使用料及び賃借料（会場使用料、車両・機械、映画フィルム等の借上料）
- 通信運搬費（募集案内、会議資料、活動資料等、事業実施に必要な資料等を送付するための郵送料、宅配便料）

対象外経費

- スタッフ・参加者・講師への飲食代（食事・弁当・茶菓子代など）
- 商品券等金券の購入代金
- 記念品等の購入経費（イベント参加者への賞品・景品など）
- 家賃（敷金・礼金等を含む）
- 不動産の取得・造成・補修・改装に関する経費
- 団体の経常的な運営に関する経費（事務所の光熱水費など）
- 団体の基盤強化のための経費（NPO 法人への登記登録経費など）
- 領収書等により、実施団体が支払ったことを明確に確認できない経費
- 備品購入費
- その他、協働事業と直接関わりのない経費と認められるものは対象外とします。

様式第5号（第7条関係）

団体の概要書

| | | | |
|-------------------|---------------------|-----|-----|
| 団体の名称 | (ふりがな) | | |
| | | | |
| 団体所在地 | 〒 一 | | |
| 代表者氏名(ふりがな) | | | |
| 団体のホームページ | http:// | | |
| 設立年月日 (活動開始年月) | 年 月 | | |
| 会員の状況 | 正会員 人・ (内甲賀市民 人) | 団体 | 年会費 |
| | 賛助会員 人・ | 団体 | 年会費 |
| 主な活動分野 | | | |
| 主な活動場所 | | | |
| 団体の目的 | | | |
| 主な活動内容 | | | |
| 主な活動実績 | | | |
| 担当者連絡先 | (ふりがな) 氏名 | | 役職 |
| | 住所 | 〒 一 | |
| | 甲賀市 | | |
| | 電話番号 | 一 | 一 |
| | FAX | 一 | 一 |
| | E-mail | | |

※枠は、適宜広げて必要な事項を簡潔に分かりやすく記入してください。

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様

甲賀市長

印

市民協働事業提案制度協働事業採択結果通知書

年 月 日付けで 年度市民協働事業提案制度に提案された事業について下記のとおり審査の結果を通知します。

記

| | |
|-------------|--|
| 協働事業提案制度の名称 | |
| 審査結果 | |
| 理由 | |

様式第7号（第14条関係）

年　月　日

甲賀市長　あて

団体名

所在地

代表者名

㊞

市民協働事業提案制度実績報告書

年度市民協働事業提案制度について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

| 協働事業提案制度の名称 | | | |
|----------------|--------------------|---------|--|
| 実施日・実施期間 | 年　月　日から | 年　月　日まで | |
| 実施場所 | | | |
| 人員体制 (スタッフ) | 延べ実人数 (算定式) | | |
| 参加者数 | 延べ人数 () | 人 | |
| 内容 | | | |
| 実施効果 (成果) | | | |
| 添付資料 | 印刷資料・活動中の写真・その他() | | |

※この実績報告書に記載しきれない場合は、別途提出してください。

様式第8号（第14条関係）

事業収支決算書

| | |
|-------|--|
| 提案事業名 | |
|-------|--|

【収入の部】

単位：円

| 費目 | 予算額 | 決算額 | 増減 | 適用 |
|-------------|-----|-----|----|----|
| | | | | |
| 収入合計 (A) | | | | |
| | | | | |

【支出の部】

| 費目 | 予算額 | 決算額 | 増減 | 適用 |
|--------------|-----|-----|----|----|
| | | | | |
| 支出合計 (B) | | | | |
| 収支差額 (A - B) | | | | |

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第14条関係）

様式第8号（第14条関係）

○甲賀市防災会議条例

平成16年10月1日

条例第74号

改正 平成18年3月27日条例第14号

平成22年3月26日条例第20号

平成23年6月20日条例第19号

平成24年9月14日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、甲賀市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 甲賀市の地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 甲賀市の水防計画を作成し、及び水防に関する重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議の委員は50人以内とし、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 滋賀県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 滋賀県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 市の教育委員会教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 市長が特に必要と認めた者

6 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、滋賀県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、市長直轄組織において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に關し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

付 則（平成18年条例第14号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成22年条例第20号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

○甲賀市生活安全条例

平成 17 年 6 月 24 日

条例第 43 号

改正 平成 19 年 12 月 17 日条例第 54 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地域における生活の安全に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにすることにより、安全意識の高揚と自主的な防犯活動を推進するほか、生活安全に関する環境を整備し、もって犯罪のない安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、滞在し、及び通過する者並びに市内に土地又は建物を所有し、又は管理する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業を営む個人、法人及び団体をいう。
- (3) 団体等 区、自治会及び防犯に関係する団体をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、市民の安全意識の高揚のための啓発活動、生活の安全を確保するための環境整備その他総合的に生活安全に関する施策を実施しなければならない。

(市民等の責務)

第 4 条 市民及び団体等は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、市が実施する生活安全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動に関し、地域の安全活動の推進に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する生活安全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の施策)

第6条 市は、生活安全に関して、次に掲げる必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 幼児、児童及び生徒の安全確保
- (2) 青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の浄化
- (3) 犯罪、事故等を防止するための安全環境の整備
- (4) 高齢者の安全確保
- (5) 市民生活の安全確保に関する広報及び啓発
- (6) 自主的な防犯組織の育成
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民生活の安全確保のために必要と認める
施策

2 市は、前項の施策を推進するため、関係行政機関及び団体等と連携を図るもの
とする。

(団体等への支援)

第7条 市は、この条例の目的を達成するために活動する団体等に対し、必要な支
援を行うことができる。

(防犯カメラの適正な措置)

第8条 道路、公園等の公共空間に犯罪を防止するための防犯カメラを設置しよう
とする市、市民、事業者及び団体等は、プライバシーの保護を図るとともに、防
犯カメラの設置及び利用並びに取扱いについて適正な措置を講じなければならな
い。

(推進協議会の設置)

第9条 市は、この条例の目的を達成するために関係行政機関及び団体等で構成す
る推進協議会を設置する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

付 則 (平成19年条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

甲賀市人権総合計画

平成20年(2008年)4月

甲 賀 市

目 次

第 1 章 計画策定の背景 P 1 ~

- 1 国際社会と国内の動向
- 2 人権に関する社会の現状

第 2 章 人権総合計画策定の趣旨・期間 P 2 ~

- 1 人権総合計画策定の趣旨
- 2 人権総合計画の期間

第 3 章 施策推進のための体制づくり P 4 ~

- 1. 庁内の推進体制
- 2. 市民・地域との連携、市民組織の充実
- 3. 企業との連携
- 4. 民間団体との連携
- 5. 相談体制、救済（支援）体制の充実
- 6. 調査の実施

第 4 章 個別課題 P 8 ~

同和問題
女性
子ども
高齢者
障がいのある人
外国人
その他さまざまな人権問題等

用語の解説 P 2 7 ~

資料編 P 3 0 ~

はじめに

人権とは、「社会において幸福な生活を営むために必要な人間として当然持っている固有の権利」で地球上に住む人間誰もが生まれながらにして平等に持っているものであり保障されるべき権利です。

1948年12月に国連で世界人権宣言が採択されて60年が経過した今日、国際社会全般において人権問題への関心が高まっており、世界的な潮流で人権尊重に向けた取り組みが進められています。

甲賀市では、平成16年（2004年）12月に「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、あらゆる差別のない明るく住みよいまちづくりを進めてまいりました。

今回、人権尊重のまちづくり条例の目指すところをより具体的な行政施策として反映させるための指針として「甲賀市人権総合計画」の策定に取り組み、ここに計画書としてまとめました。今後、この計画の推進を通じて、真に人権が確立されたまちづくりをめざして市民の皆さんとともに確かな歩みをしていきたいと考えておりますので、なお一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

後になりましたが、計画を策定するにあたり、骨子となる素案を作成いただいた甲賀市人権尊重のまちづくり推進協議会委員のみなさま、また計画案に対し熱心な議論を重ねていただいた甲賀市人権尊重のまちづくり審議会委員のみなさま、総合実態調査や、パブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただきました住民・団体のみなさまに心から謝意を表します。

平成20年（2008年）4月

甲賀市長 中嶋武嗣

第1章 計画策定の背景

1 国際社会と国内の動向

(1) 国際社会のとりくみ

20世紀は、二度の世界大戦が起こり、戦争こそが最大の人権侵害であることの深い反省から、昭和23年（1948年）国連の第3回総会で、「世界人権宣言」が採択されました。その後、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」など、多くの条約が採択され、世界中のすべての人の権利を守るとりくみが行われてきました。そして、平成6年（1994年）第49回国連総会において「人権教育のための国連10年」が決議され、これを受けて世界各国では、「人権教育のための国連10年行動計画」を策定し、積極的な人権教育、啓発が行われてきました。平成16年（2004年）12月には、国連において「人権教育のための国連10年」の後継計画である「人権教育のための世界プログラム」が決議され、このプログラムを基に世界各地でとりくみが継続、推進されています。

(2) 国・県のとりくみ

我が国においては、日本国憲法により基本的人権が保障され、昭和47年（1972年）に「男女雇用機会均等法」、平成12年（2000年）に「児童虐待防止法」や「人権教育啓発推進法」等人権の社会規範となる様々な法律が制定されてきました。

滋賀県においては、平成10年（1998年）7月に「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」を策定し、また、平成13年（2001年）4月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」が施行され、平成15年（2003年）3月には「滋賀県人権施策基本方針」が策定され、課題解決のための諸施策が進められています。

(3) 甲賀市のとりくみ

甲賀市では、平成16年（2004年）12月に「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」（以下「まちづくり条例」という。）を制定し、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりに取組みを進めています。

平成17年（2005年）11月に「甲賀市市民憲章」、同年12月に「甲賀市人権尊重の都市（まち）宣言」を、平成19年（2007年）3月には、「甲賀市総合計画」

(以下「市総合計画」という)を策定しました。

市総合計画において甲賀市は、まちづくりの理念（重視すべきまちづくりの戦略や基本的な考え方）のひとつに「互いの人権が尊重され、生活の安心感や生きがいをみんなで高めているまち」を掲げています。

また、基本計画の目標の第1項目の施策の柱を「ともに認めあう人権文化のまちづくり」とし、部落差別をはじめとするあらゆる人権侵害をしない、させない、許さない社会的環境の醸成に努め、市民一人ひとりの人権が尊重され互いに認めあえるまちづくりをめざすことを甲賀市全体の施策の基本方針として位置づけています。

2 人権に関する社会の現状

これまで人権問題解消に向けた様々な取り組みがされてきましたが、今なお社会で多くの人権問題が存在しています。甲賀市内でも公共施設への差別落書き、差別手紙などが発生しています。さらに、インターネット上での差別書き込みなど新たな人権問題も生じており、社会状況の変化に的確に対応した取組みが求められています。

第2章 人権総合計画策定の趣旨・期間

1 人権総合計画策定の趣旨

人権とは「社会において幸福な生活を営むために必要な人間として当然持っている固有の権利」で地球上に住む人間誰もが生まれながらにして平等に持っているものであり保障されるべき権利です。

まちづくり条例は、その第1条で、「この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念とし、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりに寄与することを目的とする。」と定めています。

人権総合計画は、市総合計画に沿って、このまちづくり条例がめざす人権尊重

のまちづくりの理念を具体化していくことを目的として策定します。

このまちづくり条例の理念を具体化するため、次の 5 つの重点項目を掲げます。

- ①「市民と行政との協働」
- ②「人権を基礎とした施策の推進」
- ③「人権教育、啓発活動の充実」
- ④「人権に関する推進体制の充実」
- ⑤「相談・支援体制の充実」

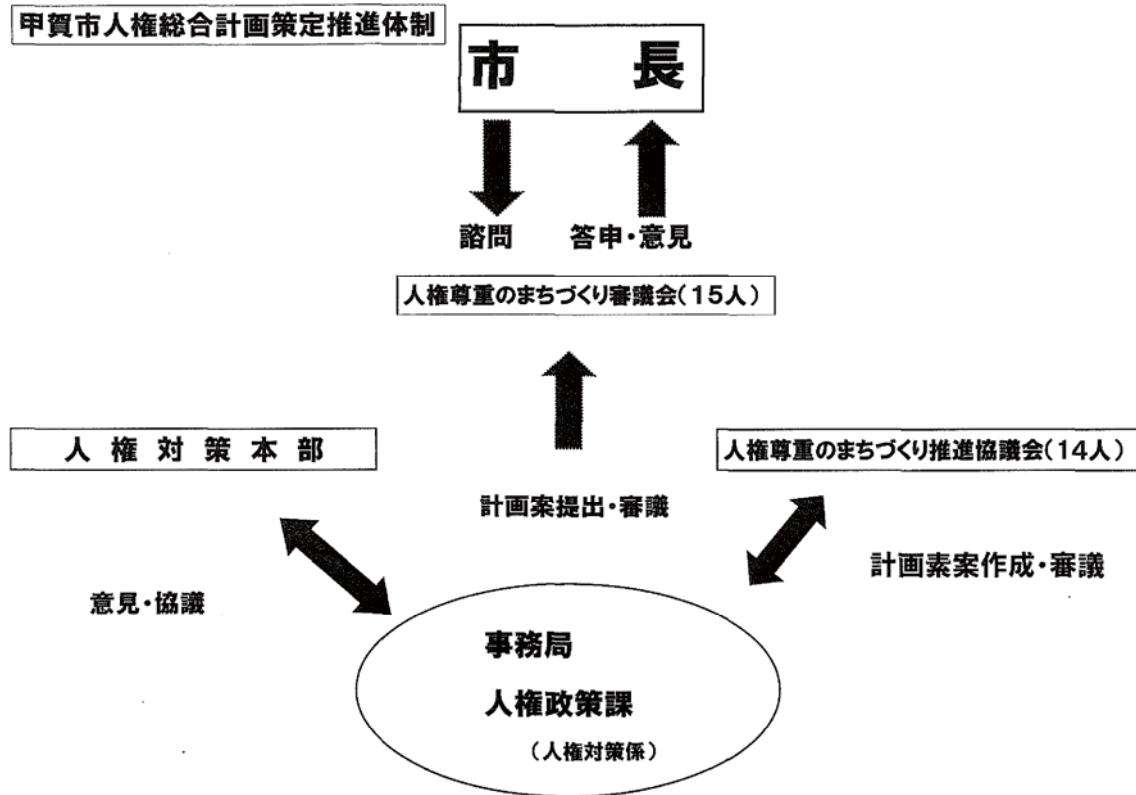
また、人権総合計画策定にあたっては、「同和問題」、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「外国人」などに関する人権問題の解決を主要課題とし、問題解消に向けた施策の推進を図るとともに、市民一人ひとりの声を真摯に受け止め、まちづくりに活かしていくよう実効性のある計画とします。

2 人権総合計画の期間

人権総合計画は、人権尊重のまちづくりを総合的計画的に進めるものであり、一定期間の経過または社会情勢の変化により見直しを行います。

期間としては、市総合計画の目標年度との整合を図り、初年度を平成 20 年度（2008 年度）とし平成 28 年度（2016 年度）を目標年度とします。また、中間年の平成 23 年度（2011 年度）には、計画の進捗状況と社会情勢の変化や国内外の動向、市民のニーズなどに応じた適切な施策のための見直しを行います。

計画の体制図



第3章 施策推進のための体制づくり

人権尊重のまちづくりを推進していくためには、行政の推進体制の整備はもとより、差別をなくす意欲と実践力及び豊かな人権文化を創造する資質を備えた市民を育てることが重要です。そのためには各種行政施策を着実に推進するとともに、意欲的に人権推進に取り組もうとしている市民や市民グループと協働しながら、取り組みを進めることが大切です。計画を立てるだけでなく、計画がどのような施策として具体化され、成果を上げたのかについて評価を行うことにより、取り組みを効果的に推進します。

また、価値観や社会状況の変化に伴って新たな人権問題が発生したときに、これらに対応できるような視点や姿勢を整えていきます。

1. 庁内の推進体制

人権施策を効果的に推進するためには、各部署の個別施策を人権の視点で、連携、調整する総合行政が必要です。

人権尊重のまちづくりを推進していく市職員については、人権問題に対し、深い認識と実践力を持った職員を養成することが大切です。日頃から人権感覚を豊かにするため、全職員が積極的に人権問題を学び、家庭・地域・職場の中で自ら実践するとともに、人権の大切さを市民に正しく理解してもらえるよう努めます。

また、人権問題が市民一人ひとりの問題となるよう教育・啓発活動を積極的かつ効果的に推進します。

(1) 市の組織・機構

①推進本部の機能充実・強化

- 「人権対策本部」「人権教育のための国連10年推進本部」「同和対策本部」「男女共同参画推進本部」

・各部署の部長・課長により人権尊重のまちづくり推進における連絡調整・協議を行い、具体的な施策の推進計画を樹立し、その推進状況を定期的に評価するとともに、相互の連携・調整を深め、総合行政としての機能を果たします。

★本部会議・幹事会等の開催

- 「人権リーダー会議」

・各部署における係長以上代表者で構成し、市民啓発のリーダーとして職員相互の自覚と認識を高めるとともに、人権の視点に立った総合行政を推進するための機能を果たします。

②人権尊重のまちづくり審議会

・市長の諮間に応じ、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議します。

★施策の計画の策定・実施に関する諮問、協議

③人権尊重のまちづくり推進協議会

・人権尊重のまちづくりを推進するための啓発活動・調査研究・協議を行います。

★施策の計画策定に関する調査研究・協議

(2) 職員研修の充実

- ・人権総合計画を推進していくには、職員の果たす役割は大きく、一人ひとりの資質の向上が必要です。

人権に関する職員の研修充実を図り、それぞれが担当する施策に人権尊重の視点を活かして推進し、地域においても先導的役割を果たしていきます。

★各研修機会における人権尊重を視点に置いた研修の充実

★職員の自主的取り組みの奨励

★地域の研修（地区別懇談会）への職員参加

2. 市民・地域との連携、市民組織の充実

市民の自主的な学習活動を推進するため、市民一人ひとりの思いや、住民団体活動の「ともに学ぶこと」を奨励・援助することが大切です。地域住民のニーズに応えた住民主導の活動が必要なことから、生涯学習施設等と連携をしながら、身近な人権教育・学習の場の充実を図ることが必要です。

また、「人権尊重の精神」の啓発・普及とあわせて、市民主体の人権擁護施策の推進を図るため、「甲賀市人権教育推進協議会」と連携し、人権教育・啓発推進支援の取り組み強化を推進していきます。

3. 企業との連携

人権尊重のまちづくりを実現するためには行政の主体的な活動だけでなく、行政外においても人権教育・啓発の積極的な取り組みがなされることが必要です。特に企業での人権教育・啓発の取り組みの充実を促すことは重要であり、自主的な人権教育・啓発の実施を支援し、適切な助言や情報提供等を行う必要があります。

そのために、「甲賀市企業人権啓発推進協議会」と連携し、人権教育・啓発推進支援の取り組み強化を推進します。

4. 民間団体との連携

(社)甲賀・湖南人権センターをはじめ、N G O、※解説¹ N P O※解説²を含む民間団体と行政との性格、役割の違いを互いに理解しながら、人権教育・啓発を効果的に実施するため、より一層連携強化を図っていきます。

5. 相談体制、救済（支援）体制の充実

人権侵害の問題が生じた時は、人権を侵害された人が安心して相談ができ、問題解決に向けた手立てを自らが選べる相談体制の充実を図るため、滋賀県人権相談ネットワークや市内の各種相談窓口の活用を推進します。

また、自らの人権を守ることが困難な状況にある被害者に対しては、人権に関わる相談窓口と施策ごとの相談窓口との連携体制を密にするとともに、人権救済（支援）体制づくりを進めます。

（1）相談体制の充実

相談窓口相互の連携を強化するとともに、市民が安心して頼れるネットワークを構築し、相談体制の確立と機能の充実を図ります。

（2）相談機能の充実

人権侵害を受けている人からの相談は、複数の要因が絡み合っている場合が多く、相談員には、それぞれの分野に関する専門的でかつ人権全般にわたる幅広い知識、技能や人権尊重の視点を持つことが必要であり、相談員の相談能力向上に努めます。

（3）救済（支援）体制の充実

相談者の要望に応えられたかを検証するとともに、弱い立場にある人々を支援する市民の活動やボランティア活動等、市民による市民相互の人権擁護支援組織活動の支援に努めます。

（4）人権擁護関係機関等との連携の充実

人権擁護委員^{※解説3}や人権擁護推進員^{※解説4}など、国や県の制度として市に配置・設置されている各相談員との定期的な会議や研修会を開催し、相互の連携を図ります。

6. 調査の実施

（1）具体的な施策に活かす効果的な実態調査の実施

行政各機関で既に実施したアンケート調査結果も活かしつつ、人権総合計画策定の基礎資料となる総合実態調査を実施し、市民のニーズを踏まえた計画づくりを進めます。

第4章 個別課題について

同和問題

1.これまでの動向

国際社会において全ての人々の権利が保障されているにもかかわらず、日本固有の権利侵害問題である同和問題については、昭和40年（1965年）の国の「同和対策審議会答申（以下「同対審答申」という。）が出されてはじめて国民的課題として認識されるまで、実態的・心理的差別が深刻な状況にありました。

また、同対審答申において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」との基本的認識が示されているように、同和問題は基本的人権にかかわる深刻かつ重要な課題です。

日本国憲法では、第11条において基本的人権の享有について、第13条において個人の尊重、幸福追求権について、第14条において法の下の平等について定義しています。このことから同和問題の解決は、日本国憲法の精神を実現するものです。

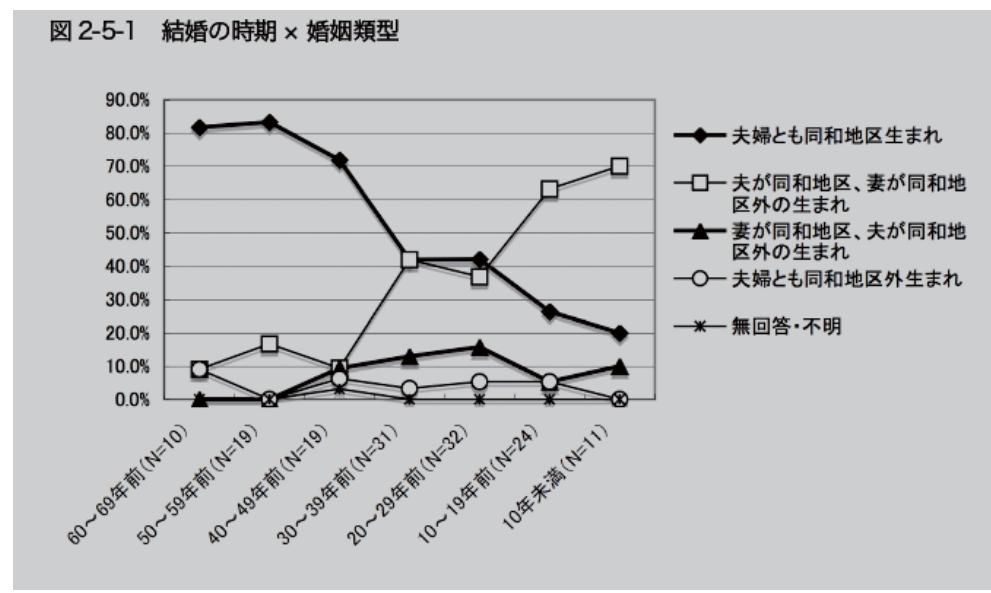
平成8年（1996年）の国 地域改善対策協議会意見具申では、「基本的人権を保障された国民一人ひとりが、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある」・「国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である」・「一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」としています。

甲賀市においては、「同和問題の解決は、国の責務であり、同時に国民的課題である」との同対審答申の基本的認識を踏まえ、行政の責務として、部落差別があるかぎり、同和問題解決のための施策を推進するため、平成18年（2006年）10月に甲賀市同和対策審議会より「甲賀市における今後の同和行政について」答申を受け、これに基づき、平成20年（2008年）1月に甲賀市同和対策基本方針を策定し、同年5月に甲賀市同和対策基本計画を策定しました。

2. 現状と課題

平成 14 年（2002 年）3 月末をもって地対財特法が失効し、同和問題の解決を目指す行政の取組みが一般対策への移行という大きな転換期を迎えていました。

今日までの同和対策の基本は、歴史的・社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている同和地区における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによって、社会的・経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消するために実施されてきました。同和地区住民、関係団体との努力があいまって、住環境や生活実態は大きく改善されてきました。



平成 19 年（2007 年）

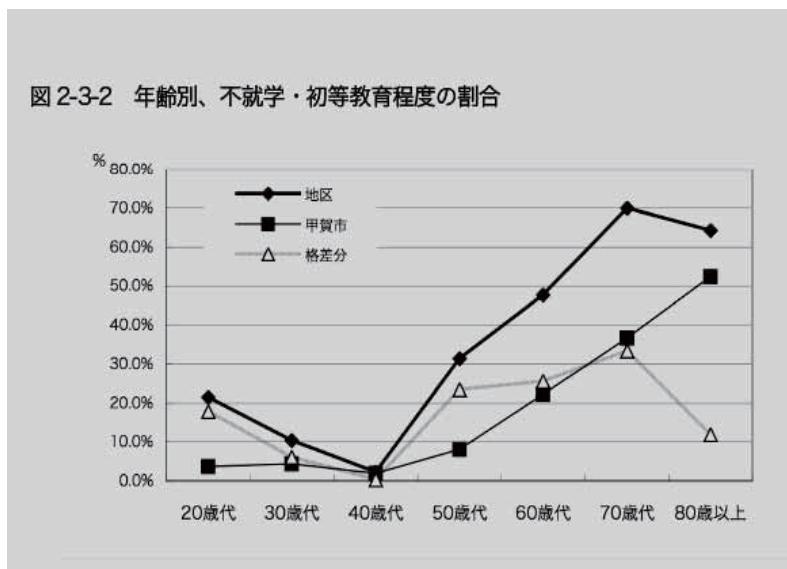
4 月に実施した総合実態調査において、甲賀市内の地区の生活実態等を見てみると、結婚については、これまで地区同士の結婚の比率が高かつたのが、最近 10 年以内の結婚形態を見る

と、夫が地区、妻が地区外という形態が約 7 割を占めており、地区外との結婚の割合が高まっています。しかし依然として結婚に対する心理的差別が残されており、結婚後その一部には家族間や地域での良好な人間関係が保たれていない状況が見受けられます。

教育についてみると、最終学歴について、「高等教育（短大・高専・大学）」程度、中等教育程度（高校・専修・各種学校）については、総合実態調査結果から、若い年齢層ほど高学歴化しています。これは甲賀市との傾向と同じです。

「初等教育」（小学校・中学校卒業、高校中退）程度においては、年代別に見てみると 70 歳代は、地区と甲賀市では 30.7 ポイントの差がありましたが、60 歳代、50 歳代とその差が縮まり、40 歳代においてはその差がほとんどありません。これは、40 歳代の人たちが

学齢期の頃に同和対策施策として進路保障の取り組みが積極的に行われてきた成果が数字に表れていると言えます。しかし40歳代で限りなくゼロに近づいた差が30歳代、20歳代には再び広がっています。



この傾向の要因の一つに高校中退が考えられます。甲賀市の調査対象の割合からすれば地区の高校中退率は高い傾向にあります。地区の高校中退率が高いのは、高校に進学して、通学範囲の拡大や、新しい環境の中で人間関係を築き上げていく過程において、差別に出会

ったり、受けたりしたときに周囲の環境によっては差別を乗り越えられずに中退してしまうなど様々な要因が絡み合っていると考えられます。地区生徒の指導育成に対しては、就労問題も含め、進路指導に重点を置いて、家庭・地域・学校・企業・行政との連携強化が必要です。

地区全体の就労について見てみると、建設業や製造業に従事する人の割合が高く、就業先の従業員数が1~9人までの小規模零細企業へ勤務する人の割合も高くなっています。また年収においても、甲賀市との比較において、地区は低収入への偏りが目立ちます。

これら総合実態調査の結果から総じて、地区には依然として解決すべき課題が残されていると言えます。

また、社会の現状では部落差別につながる恐れのある身元調査、差別落書き、インターネット上の掲示板への差別表示の掲示など、深刻な人権侵害につながる陰湿な行為が後を絶たない状況があります。甲賀市においても公共施設等に部落差別を扇動する内容の差別落書き等が発生しており、心理的差別の解消に向けた取り組みが重要です。

総合実態調査結果における表記について

総合実態調査は、同和地区世帯、同和地区個別調査（15歳以上）、母子世帯、同和地区世帯及び母子世帯を除く世帯、企業、の5つの調査体系で行われました。

本文中における調査結果の表記については、わかりやすく表記するため総合実態調査結果の表記に倣い、同和地区的結果については「地区」、同和地区世帯及び母子世帯を除く世帯の結果については「甲賀市」という言葉を用いています

3. 施策のあり方

これまで実施された特別対策のうち、生活環境改善等のハード面においては、事業実施の緊急性等に応じて取り組んできました。残された課題解決のため、現在も特別対策として実施しているものも、早期の一般対策への移行を目指します。

しかし、生活福祉や教育啓発等のソフト面で今なお存在する課題の背景にはさまざまな要因があり、依然として存在している差別意識の解消や人権侵害による被害者の救済等の対応と併せ、粘り強く課題の解決に努めます。

また、地域住民の自立、自己実現を図る取組みを総合的に推進するとともに、住民相互の交流を通して理解を深め、地域社会全体の中で協働のまちづくりを推進します。

施策の目標

部落の完全解放の実現に向けて、地域や個人に残された課題を的確に捉えて施策を実施し、今までの同和対策の成果を活かして取り組みます。

- ・ 就学前・学校・社会教育における同和問題をテーマにした教育啓発の推進
- ・ 地域住民の自立と自己実現を達成するための取り組み
- ・ 住民相互の交流を促進するための取り組み
- ・ 地域総合センターを福祉と人権のまちづくりの拠点として運営・充実

女性

1.これまでの動向

女性の地位向上と男女平等を目指した国際社会の取り組みは、昭和 50 年(1975 年)の「国際婦人年」を契機に大きく展開されてきました。平成 7 年（1995 年）に北京で開催された第 4 回世界女性会議では「女性のエンパワーメント」をキーワードに、「女性と健康」「女性に対する暴力」「女性の人権」「女性とメディア」など 12 の重大問題領域において各国政府等が取り組むべき「北京行動綱領」が採択されました。また、「北京行動綱領」の実施状況を評価し、今後に向けた取り組みを検討することを目的として、平成 12 年(2000 年)に「女性 2000 年会議」が開催され、「成果文書」が採択されています。

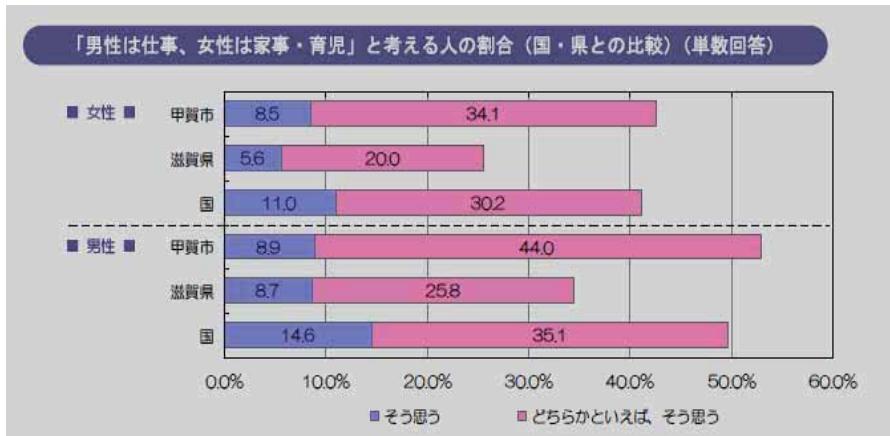
国においては、昭和 50 年(1975 年)の第 1 回世界女性会議で採択された「世界行動計画」を受け、昭和 52 年(1977 年)に「国内行動計画」が、昭和 62 年(1987 年)には「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」(平成 3 年(1991 年)改定)が策定されるなどの取り組みが進められてきました。また、平成 8 年(1996 年)には「男女共同参画 2000 年プラン」が策定され、このプランの下で、「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」などの改正による雇用分野における制度改正が実施されています。平成 11 年(1999 年)には「男女共同参画社会基本法」が施行され、5 つの基本理念の達成に向けて、国、地方公共団体、国民の役割が定められました。

更に「男女共同参画基本計画」を平成 12 年(2000 年)に策定するとともに、平成 13 年(2001 年)には内閣府に「男女共同参画局」を設置するなど、推進体制の強化を図っています。また、「ストーカー行為等の規制に関する法律」(平成 12 年(2000 年))、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成 13 年(2001 年))施行、平成 16 年(2004 年)改正法施行)と女性に対する暴力を防止する法制度が整備されてきました。

甲賀市においては、平成 18 年(2006 年)に、男女共同参画社会に関する市民や事業所の意識や実態、ニーズなどを把握し、今後の男女共同参画社会づくりの指針となる計画の策定や事業の効果的な取り組みのための基礎資料を得ることを目的として「甲賀市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査・事業所実態調査」(以下、「市男女共同参画意識調査」という)を実施しました。この結果を受け、平成 20 年(2008 年)3 月に甲賀市男女

共同参画計画を策定しました。

2. 現状と課題



「男性は仕事」「女性は家事・育児」といった男女の多様な生き方を制約する固定的な性別役割分担意識や慣習が根強く残っています。市男女共同参画意識調査においても、「男性は仕事」「女性は家事・育児」と

いう考え方について「そう思う、どちらかといえばそう思う」と男性では5割強の人が、女性では4割強の人が回答しています。これは、滋賀県や全国の同様の調査結果よりも高い割合になっています。実際、家庭生活においても家事・育児については女性（妻）が担っている割合が高くなっています。

また、働くことは経済的自立を可能にするとともに、社会参加のためのひとつの手段であり、その権利は男女に関係なく保障されるべきものです。しかし、甲賀市内の女性の雇用形態は半数以上が非正規雇用であることが総合実態調査結果に出ています。

表 1-4-5 雇用形態（問 17-2）

| | 甲賀市 | | 滋賀県 | |
|---------------|----------|-------|-----------|-----------|
| | 総数 人数 | % | 男性 有効% | 女性 有効% |
| 会社などの役員 | 89 | 4.1 | 5.5 | 2.5 |
| 正規の職員・従業員 | 1,354 | 62.1 | 75.6 | 47.0 |
| パート | 363 | 16.7 | 3.6 | 35.1 |
| アルバイト | 142 | 6.5 | 5.9 | 7.3 |
| 労働者派遣事業所の派遣社員 | 54 | 2.5 | 2.5 | 2.5 |
| 契約社員・嘱託 | 111 | 5.1 | 5.6 | 4.6 |
| その他 | 24 | 1.1 | 1.3 | 0.9 |
| 有効回答者数 | 2,137 | 98.1 | (1204) | (912) |
| 無回答・不明 | 42 | 1.9 | | |
| 合計 | 2,179 | 100.0 | | |

※滋賀県は「平成 14 年就業構造基本調査」

これは、女性が家事育児に対する負担が多いいため、正規雇用としての就業が難しいこと、また正規雇用であっても、出産育児により一時的に休職せざるを得ない状況があり、復帰後の職場の確保が困難であるとい

う要因があります。つまり誰もが一生涯を通じて自分の働きたい職場で働き続けることができる社会になつていないということです。

女性が自分らしく生き活きと、家事育児だけに縛られず、社会で活躍できる環境づくり

が求められています。

また、女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、肉体的、精神的、経済的、性的又は心理的苦痛が生じる性に基づくあらゆる暴力を含んでいます。

実際に市男女共同参画意識調査において、ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※解説5}の被害経験を持つ女性が約10%、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）^{※解説6}を受けた経験のある女性が約20%という結果が出ており、DVやセクハラは早期根絶を図るべき課題です。

このほかにもストーカー行為^{※解説7}など女性に対する様々な暴力事案の発生や、性の商品化、性情報の氾濫等が社会問題となっています。

3. 施策のあり方

男女が等しく個人として尊重され、あらゆる場において共に責任を担いつつ個性と能力が發揮できる男女共同参画社会を実現する体制を整えます。そのためには、社会的・文化的に創られた性差（ジェンダー）に基づく固定的役割分担にとらわれない視点を持つことです。

施策の目標

あらゆる分野において男女が互いに認め合い、対等なパートナーとして活躍できる男女共同参画社会の構築をめざします。

- ・ 就学前・学校・社会教育における男女共同参画をテーマにした教育啓発の推進
- ・ DV・セクハラ・ストーカー行為等の防止のための教育啓発や男女が互いに安心して暮らせる環境づくり
- ・ 女性の職業選択の自由と働く権利が保障される環境づくり
- ・ 女性が働きながら安心して子どもを産み育てられる社会環境の整備
- ・ 政治や地域活動などのあらゆる方針・意思決定過程の場に、女性が参画しやすい環境づくり

子ども

1.これまでの動向

平成6年（1994年）日本は「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」という。）を批准、発効しました。「子どもの権利条約」においては、子どもを単に保護・指導の対象としてのみ捉えるのではなく、基本的人権の享有主体として尊重するとともに、家庭や社会生活のあらゆる分野で、「子どもの最善の利益」が考慮されるべきこと等が宣言されています。

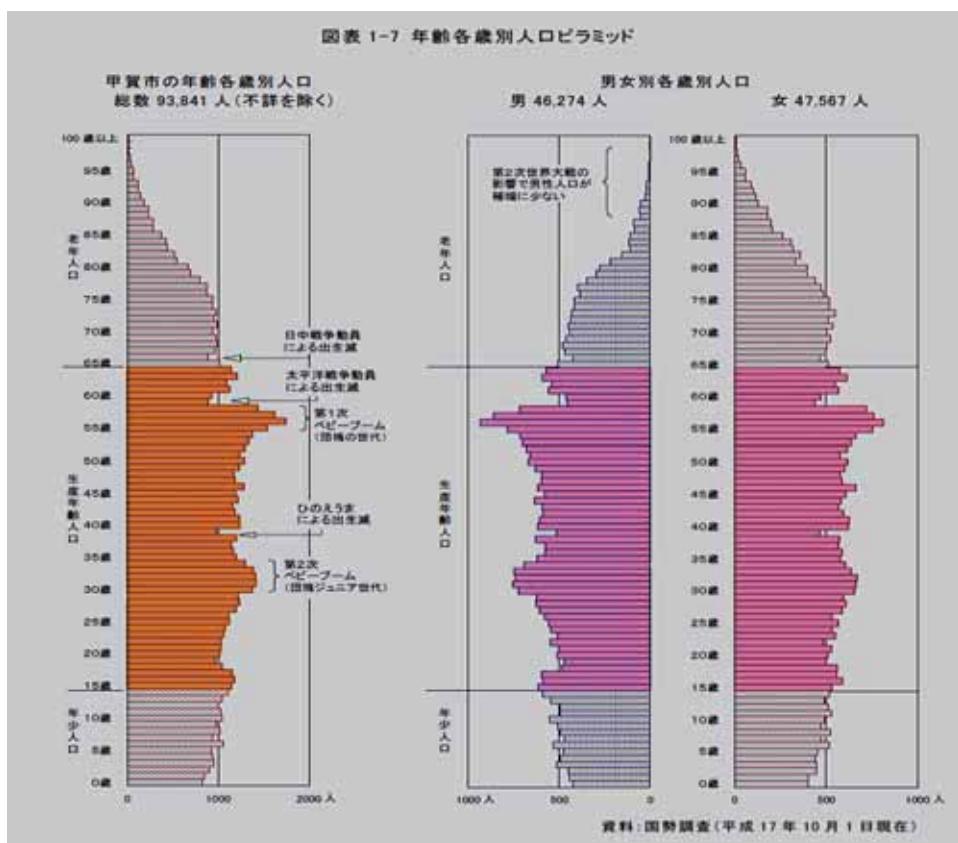
国においては、憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などによってその基本原理や理念が示されてきました。近年の子どもを取り巻く状況から、「次世代育成支援対策推進法」の制定（平成15年（2003年））や関連法（児童福祉法、児童虐待防止法、児童手当法、育児・介護休業法）の改正が行われました。

甲賀市においても子どもの健全育成と子育て支援施策についての基本的かつ総合的な計画として平成17年（2005年）に「こうか 親と子応援アクションプラン（甲賀市次世代育成支援地域行動計画）」を策定し、児童福祉・母子保健・医療、教育などの分野で様々な施策を展開しています。

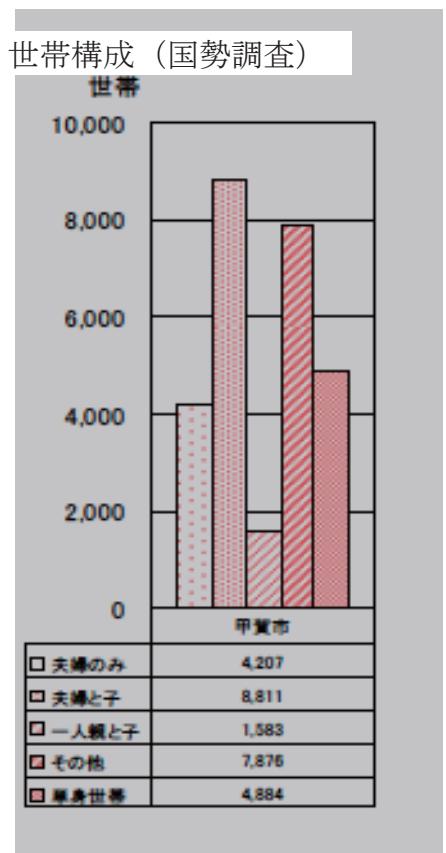
2. 現状と課題

全国的な少子化傾向の中で、甲賀市においても18歳未満の子どもの数が減少しています。

また、世帯構成も核家族（夫婦と子ど



もの世帯) 世帯の割合が最も多く、少子高齢化、核家族化が進んでいます。



少子化、核家族化が進むにつれ、地域コミュニティの希薄化や子育ての孤立化が進行し、家庭や地域での養育力が低下してきています。このような中、子育てをめぐっての不安や葛藤のほか様々な要因を背景として、育児疲れや児童虐待などが増加しています。

児童虐待は、子どもたちの心と体に深い傷を残し、全国的には死亡に至る事例も発生していることから、深刻かつ重大な社会問題となっています。

家庭や地域社会などがそれぞれの立場から子育てを支援し、子どもの人権を擁護していく取組みを進める必要があります。

学校においても、いじめや不登校の問題が深刻化しています。いじめは、児童生徒の命に関わる重大な人権侵害です。学校におけるいじめを起こさない、許さない、いじめに気づく風土づくりが必要です。指導者にはいじめを見抜く力を持つことが求められています。また、いじめにあったとき、安心して相談できる体制を作る必要があります。子どもと保護者、保護者と校園、指導者間同士、学校と地域との連携も密にする必要があります。いじめだけでなく、暴力、犯罪などから子どもの権利を守らなければなりません。子どもが安全に、自由に、自信を持って生活できる環境をつくる必要があります。また、近年増加している不登校についても、学校や家庭だけで取り組むのではなく、ケースに応じた柔軟な対応をとりながら、地域や行政など関係機関の連携も密にし、解決のために一層努めなければなりません。

甲賀市人権教育基本方針（平成 19 年（2007 年））では、学校教育において、学校生活のあらゆる場を通して、個々の子どもの自尊感情を高め、他者を尊重し互いの違いを認めあうとともに、人権に関する知識を深め豊かな感性を育むことが重要であるとし、子どもの実態を発達段階及び家庭や地域の課題から捉え、系統的及び発展的な学習を展開させるとともに、関係機関や関係団体等と連携し、家庭や地域の理解を得ながら教育活動を展開していくとしています。

3. 施策のあり方

「子どもの権利条約」においても掲げられているように、子どもは、身体・生命の安全はもちろんのこと、あらゆる形態の差別から保護されるという基本的人権の享有主体です。さらに子どもは、単に保護・指導の対象として捉えられるのではなく自らの意見を表明する権利や参加する権利などを保障されるとともに、家庭や社会生活のあらゆる分野で「子どもの最善の利益」を考慮します。

また、子どもたちの実態に見られる「いじめ」や、生命を軽視する風潮など様々な課題や人権に関連する問題は、大人社会の反映であることを改めて認識し、施策に活かします。

施策の目標

いじめや体罰・児童虐待をなくすとともに、子どもが健やかに成長できる社会を構築し、子どもの持つ可能性を最大限まで伸ばすことができるよう保護・育成することに努めます。

- ・ 就学前・学校教育における子どもの権利の啓発と子育て支援の推進
- ・ 子どもをとりまく生活環境の改善
- ・ 社会福祉施策の充実

高齢者

1.これまでの動向

昭和 57 年（1982 年）、ウィーンで国連主催の高齢者問題世界会議が開催され、「世界人権宣言」に謳われた基本的で奪うことのできない権利が、高齢者に完全に、かつ制限されることなく認められる」ことを再確認し、「生活の質は長寿そのものに劣らぬほど重要であることを認め、それゆえ高齢者はできる限りそれぞれの家族や社会の中で、社会の欠くべからざる構成員として評価されつつ、充実し、健康で、安全で、かつ満足のいく生活を享受することが可能である」ことを認めた「高齢者問題国際行動計画」が採択されています。

平成 3 年（1991 年）国連総会において「国連高齢者原則」が採択され、各国政府が国内計画に取り入れるべき原則として、「自立」「参加」「ケア」「尊厳」「自己実現」の 5 項目を分類し、「ヘルスケア」「政策立案参画」「地域におけるケアと保護」「虐待を受けない権利」など 18 の諸原則が掲げられました。これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促進するとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取り組みが行われることを期待して、平成 11 年（1999 年）を「国際高齢者年」とする決議が採択されました。

国においては、平成 7 年（1995 年）「高齢社会対策基本法」が制定され、高齢社会対策の basic 理念が示されるとともに、その基本施策として、就業・所得・健康・福祉・学習・社会参加、生活環境などの分野別に国が講じるべき施策を掲げています。

一方平成元年（1989 年）に「高齢者保健福祉推進十か年戦略」を制定し、「施設ケアから在宅ケアへ」の方針を掲げました。これにより「老人福祉法」や「老人保健法」などが改正され在宅ケアのための公的支援措置の拡充が具体化されるとともに、それまでの国を中心としたサービスから市町村単位へのサービス体制への変換が図されました。

これらの流れを受け、市町村単位での介護保険サービスの具体的な整備がなされ、平成 12 年（2000 年）4 月より介護保険制度が導入されました。

甲賀市では、平成 18 年 3 月に「甲賀市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（第 3 期）」を策定し、高齢者の自立支援と持続可能な介護保険運営をめざし、早期からの生活習慣予防、総合的・継続的な介護予防の推進、在宅重視の介護サービスの充実に取り組んでいま

す。

また、平成 19 年(2007 年)3 月に、「共に生き、支えあい、個性が輝く、人権尊重と健康福祉のまちづくりプラン（甲賀市地域福祉推進計画）」を策定し、人権尊重を基本に、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域に関わるすべてのものが主役となって進めていく地域づくりを進めています。

2. 現状と課題

甲賀市では、65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）が平成 17 年（2005 年）で 19.8%、であり滋賀県の平均 18.1 % を上回っています。総合実態

図表 1-6 人口構成割合の比較(全国・滋賀県・甲賀市)

単位:%

| 区分 | 年少人口 (0~14 歳) | | | 生産年齢人口 (15~64 歳) | | | 老人人口 (65 歳以上) | | |
|-------|------------------|---------|---------|---------------------|---------|---------|------------------|---------|---------|
| | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 |
| 全 国 | 15.9 | 14.6 | 13.7 | 69.4 | 67.9 | 65.8 | 14.5 | 17.3 | 20.1 |
| 滋 賀 県 | 18.0 | 16.4 | 15.4 | 67.9 | 67.5 | 66.4 | 14.1 | 16.1 | 18.1 |
| 甲 賀 市 | 18.6 | 17.1 | 15.6 | 65.4 | 64.8 | 64.6 | 16.0 | 18.1 | 19.8 |

資料:国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

調査では高齢者世帯が全体の 13.7% を占めているという結果が出ており、介護が必要な年

表 1-2-8 介護・介助の必要性

| | 総数 | 介護の必要あり 人数 | % |
|--------|-------|---------------|------|
| 10 歳未満 | 416 | 5 | 1.2 |
| 10 歳代 | 485 | 3 | 0.6 |
| 20 歳代 | 522 | 14 | 2.7 |
| 30 歳代 | 602 | 12 | 2.0 |
| 40 歳代 | 533 | 9 | 1.7 |
| 50 歳代 | 822 | 33 | 4.0 |
| 60 歳代 | 669 | 37 | 5.5 |
| 70 歳代 | 517 | 70 | 13.5 |
| 80 歳以上 | 313 | 109 | 34.8 |
| 無回答・不明 | 172 | 12 | 7.0 |
| 合計 | 5,051 | 304 | 6.0 |

表 1-2-9 主な介護者

| | 人数 | % |
|-----------------|-----|-------|
| 配偶者 | 90 | 29.6 |
| 子 | 57 | 18.8 |
| 子の配偶者 | 23 | 7.6 |
| 父母 | 24 | 7.9 |
| その他の親族 | 5 | 1.6 |
| ホームヘルパー・ガイドヘルパー | 24 | 7.9 |
| その他 | 15 | 4.9 |
| 無回答・不明 | 66 | 21.7 |
| 合計 | 304 | 100.0 |

代は 70 歳代・80 歳代が高くなおかつ主な介護者が配偶者という割合が高い結果が出てい

ます。介護が必要な高齢者が増加する中で、介護が必要な期間の長期化、主な介護者の高齢化、介護疲れによる介護放棄や身体的・経済的虐待などの様々な権利侵害が社会問題となっています。

特に高齢者世帯における高齢者が高齢者を介護するといいういわゆる「老老介護」による介護共倒れが危惧され、その防止策が急務であるといえます。

保健福祉サービスや医療制度が整っていても、家庭環境や社会構造等の原因により、正

しい情報や必要なサービスを受けることができない高齢者が居られ、行政・家庭・地域が連携し、これらの方々がスムーズにサービスを受けられるシステムづくりが必要です。

一方、健康な高齢者もたくさんおられ、その豊かな経験と知識を発揮しながら各方面で活躍されています。学習、スポーツ、文化、ボランティアなど高齢者の活動範囲は多岐に渡り、高齢者がこれまで以上に社会の様々な分野での活躍が期待されており、高齢者が永年積み上げてきた知識と経験を有効に活用できる場の確保や情報提供を行うことが重要です。

3. 施策のあり方

高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識を充分に活かし、地域社会の中できいきと輝いて暮らせる真の長寿社会の実現のためには、すべての市民が長寿社会の諸問題を自分のものとして捉え、その理解と関心を深めていきます。

施策の目標

高齢者が自立し、生きがいと喜びをもち、健康な生活を営むことができるよう支援するとともに、介護を必要とする状態になつても、個人としての尊厳を保ち、機能回復と健康保持を中心とした社会づくりを進めるための施策を推進します。

- ・ 就学前・学校・社会教育における高齢者の人権についての啓発の推進
- ・ 高齢者世帯が安心して地域で生活できるための支援
- ・ 高齢者虐待の早期発見、被虐待者への支援
- ・ 介護家族の精神的負担の軽減のための支援
- ・ 寝たきり防止等、高齢者の運動器^{※解説8}機能向上のための支援
- ・ 高齢者に住みよいまちづくり推進のため、住宅・環境整備によるバリアフリー^{※解説9}の促進
- ・ 地域における「健康福祉会」^{※解説10}設立の推進

障がいのある人

1.これまでの動向

国連は、昭和 56 年（1981 年）を「国際障害者年」とすることを決議し、各国において障がいのある人の福祉を増進するように提唱しました。これを受けた国においては、昭和 57 年（1982 年）に「障害者対策に関する長期計画」、平成 7 年（1995 年）に「障害者プラン（ノーマライゼーション 7 か年戦略）」を策定し、平成 14 年（2002 年）に新たな「障害者基本計画」と「重点施策実施 5 か年計画」を策定して、障がいのある人の福祉の取組みを進めています。平成 16 年（2004 年）には障害者基本法が改正され、障がいを理由とした差別をしてはならないことが明記（第 3 条の 3）されました。

一方、甲賀市を含む甲賀地域では、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人が住みなれたまちで地域の人たちとともに安心して生活できるまちづくりを目指すための障がい者施策の指針として、平成 15 年（2003 年）3 月に「甲賀地域障害者福祉計画」を策定しました。

また、国における支援費制度の導入（平成 15 年（2003 年）4 月）や障害者自立支援法（平成 17 年（2005 年））の成立に伴い、障がい者施策を取り巻く制度上の課題解決を図るとともに、障がい福祉サービスおよび相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保を図るため「第 1 期甲賀市障がい福祉計画」を平成 19 年（2007 年）3 月に策定し、障がいのある人が地域で安心して自立生活ができるよう取り組みを進めています。

2. 現状と課題

近年、「ノーマライゼーション」、※解説¹¹「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」※解説¹²と言う言葉が日本国内においても徐々に日常生活に浸透してきています。

バリアフリーの考え方をさらに進めてすべての人がそれぞれの特性や差異を越えて利用できるように、まちづくり、ものづくり、環境づくりを行っていこうとする考え方が「ユニバーサルデザイン」です。「ノーマライゼーション」、「バリアフリー」「ユニバーサルデ

ザイン」の理念を推し進め、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりが求められています。

一方少子高齢化の進行を背景に、甲賀市も高齢化率が年々上昇しています。また、障がい者手帳の所有者数も年々増加傾向にあり、総合実態調査の結果から人口 1000 人あたりの障がい者手帳保有者数を算出すると 45.1 人となり、滋賀県の人口 1000 人あたりの障がい者手帳保有者数 36.6 人より高くなっています。高齢化に伴い障がいのある人の重度化や重複化が進んでいます。

障がいの状況に関係なく、自らの意思で選択し必要な支援を受けられることが求められており、障がいのある人への福祉サービスの提供基盤を整備・充実し、自立と社会参加を実現することが課題となっています。

また、障がいのある人に対する誤った認識や偏見が社会に存在しており、予断や偏見を取り除く必要があります。

3. 施策のあり方

障がいのある人を福祉施策の対象者として捉えるのではなく、自立した主体的な存在であり、安心して地域の人々と共に生活できるための施策を推進していきます。

施策の目標

障がいのある人も無い人も、ノーマライゼーションの理念の下に、暮らしの場である地域で安心して生活できるまちづくりの施策を推進するとともに、心のバリアフリーの醸成に努めます。

- ・社会教育・就学前・学校教育における障がいのある人の人権についての啓発活動の推進
- ・障がいのある人の就労・雇用の促進・社会参画の促進
- ・障がいのある人の暮らしを守るための支援
- ・住宅・公共施設等の「バリアフリー」の促進

外国人

1.これまでの動向

昭和 23 年（1948 年）国連において「世界人権宣言」が採択されたのを受け、「国際人権規約」をはじめ「難民条約」「人種差別撤廃条約」「移住労働者条約」など人権に関する条約が国連で採択されました。

わが国においても、昭和 54 年（1979 年）に「国際人権規約」を批准し、国籍を越えた人権保障の権利のあり方について、問い合わせされることとなりました。昭和 56 年（1981 年）には「難民条約」を批准し、これに伴い、国民年金や児童扶養手当法等の社会保障関係法令から、国籍要件を撤廃するなどの法整備が行われました。昭和 55 年（1980 年）に「女子差別撤廃条約」に署名したあと、昭和 59 年（1984 年）に国籍法を改定し、従来の父系血統主義から父母両系主義に改めました。

また、平成 12 年（2000 年）には外国人登録法の改正により指紋押捺制度の全廃などが実現し、平成 16 年（2004 年）には、学校教育法施行規則の改正により、外国人学校（一部除く）卒業生への大学資格が付与されるなど、外国籍市民の法的地位と権利擁護のための法整備が行われています。

平成 19 年（2007 年）には国際化推進懇話会を設置し、市職員で組織する庁内国際化推進チームとともに、市民の国際化・国際理解の推進、外国籍市民支援等、将来における甲賀市の国際化推進方針を策定すべく、意見交換がされています。

2. 現状と課題

甲賀市には多数の外国籍市民が居住されています。

平成 19 年（2007 年）12 月時点で総人口の約 3 % にあたる 3,126 人の外国籍市民が生活されており、その内 52% がブラジル国籍の方です。様々な言葉や習慣の違う外国籍市民が、甲賀市内において生活する場合、行政をはじめ地域・企業などからの情報が理解できない、情報そのものが伝わらない、といったことが多々あり特に義務教育や保健福祉といった最

低限の生活保障が充分に行き届いておらず、多くの外国籍市民が常に何らかの不安を抱えて生活している現状があります。外国籍市民に対する行政サービスを充実させることや、地域においても日本人と外国籍市民が積極的にコミュニケーションを図っていく必要があります。

また、かつての日本の植民地支配の歴史的経緯の中で、日本での在住を余儀なくされた在日韓国・朝鮮の人々に対する民族性を否定してきた意識が今なお日常生活の中で、偏見や差別といった形で残されています。

こうした歴史的な背景、言葉や習慣などそれぞれの違いを認め合い、対等な関係を築き上げることで、同じ地球市民であることの理解ができます。外国籍市民と共に助け合い、理解し合いながら暮らしていく多文化共生の地域づくりが緊急の課題であり、教育啓発を含めた取り組みが必要です。

3. 施策のあり方

全ての人々が、民族・国籍・文化・習慣の違いを互いに認め合い、また、外国籍の市民が制度上の格差等による不利益を被ることのない必要最低限度の生活保障が受けられ、全ての人の人権が尊重される多文化共生社会の実現に努めます。

施策の目標

日本と諸外国との歴史や関係を知り、言語・習慣・文化などの違いを認め合い、相互に尊重しあいながら、市民として必要な生活保障を受け安心して暮らすことのできる共生社会を実現していくための施策を推進します。

- ・ 就学前・学校・社会教育における、異文化交流の促進や、多文化共生社会についての啓発の推進
- ・ 外国語による行政サービスの充実

- ・ 外国籍市民の地域コミュニティへの参画促進
- ・ 外国籍市民の生活実態や、健康管理状況の把握と的確な施策の推進
- ・ 外国籍市民の暮らしを守るための支援
- ・ 企業と連携し外国籍市民の就業環境改善、就業支援等の推進

その他さまざまな人権問題等

これまで挙げてきた6つの個別課題のほかにも患者・刑を終えて出所してきた人・犯罪被害者・ひとり親家庭等の人権をめぐる様々な問題が存在しています。また、インターネットを悪用した人権侵害等の新たな問題も発生しています。

さまざまな人権問題については、法律の制定など一定の対応が図られているものもありますが、依然として社会的な認知度が低いのが現状です。これらが人権課題として正しく理解され、その速やかな解決が図られるよう、今後とも積極的に教育・啓発活動を推進していきます。

また、社会情勢の変化により新たな人権問題も発生することも考えられ、これらにも対応できる体制づくりを推進します。

用語の解説

解説 1 NGO

ノン、ガバメント、オーガニゼーション《nongovernmental organization》の略。非政府組織で、平和・人権問題などで国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織。

解説 2 NPO

正式には「特定非営利活動」といい、営利を追及しない公益のための活動のこと。特定非営利活動促進法「通称 NPO 法」に法人格の認証を取ることができる活動が定められており、保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の推進を図る活動、環境の保全を図る活動、学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、地域安全活動、人権の擁護又は平和の推進を図る活動などが該当する。

解説 3 人権擁護委員

法務大臣が委嘱した民間の人たち。この制度は、日ごろ地域に根ざした活動を行っている民間の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものであり 現在、約 14,000 名の委員が全国の各市町村（東京都においては区）に配置され、講演会や座談会を開催したり、法務局・行政機関での人権相談所や自宅などで住民の人権相談を受けるなどの活動を行っている。

甲賀市は現在 15 名

解説4 人権擁護推進員

人権擁護推進員は、甲賀市長が委嘱。 定数50名以内。人権擁護委員と協力しながら、地域住民の基本的人権が侵害されることのないように常に人権思想の普及高揚活動を行う

解説5 DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人など親密な関係にある（あった）男女間において主に男性から女性に対し、身体的・精神的・経済的・性的暴力が加えられること。

解説6 セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）

相手の望まない性的な言動によって、相手に不快、屈辱、精神的苦痛を感じさせること。
身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、目に触れる場所へのわいせつな写真などの掲示、性的な冗談やからかいなどがある。

解説7 ストーカー行為

同一の者に対し、好意の感情が満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足させる目的で、つきまとい・待ち伏せ・押しかけ・面会・交際の要求・無言電話・連続電話・連續ファクシミリ等を繰り返し行うことをいう。

解説8 運動器

身体活動を担う筋・骨格・神経系の総称であり、筋肉、腱、靭帯、骨、関節、神経（運動・

感覚)、脈管系などの身体運動に関わるいろいろな組織・器官によって構成されており、その機能的連合が運動器である。

解説 9 バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、段差の解消や手摺の設置等、高齢者や障がいのある人の利用にも配慮した設計にすること。物理的な障壁だけでなく、障がいのある人に対する差別意識等の内面的な障壁を取り除くこともバリアフリーとされている。

解説 10 健康福祉会

かつて当たり前のように行われていた「向こう 3 軒両隣」の関係づくりを再構築し、区・自治体単位で地域での福祉活動を全ての住民が関わることを目的として「健康福祉会」を設立推進いくことを甲賀市地域福祉推進計画で謳っている。

解説 11 ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が平等に社会の一員として自立した生活を営むことができる社会をめざすという考え方。

解説 12 ユニバーサルデザイン

最初からバリア（障がい）をつくらないことを基本に、さらにすべての人に対して、便利でやさしく、快適さを提供する考え方。

資料編

甲賀市人権尊重のまちづくり条例

平成 16 年 12 月 20 日

条例第 196 号

市及び市民は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、基本的人権を保障する日本国憲法及び「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」とした世界人権宣言を基本理念とし、部落差別をはじめ、障害者、女性、在日外国人等に対する、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図るとともに「差別をしない、させない、許さない」世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めるため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念とし、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめとするあらゆる差別(以下「あらゆる差別」という。)のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市民」とは、甲賀市に在住、勤務及び在学するすべての人をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、行政すべての分野において総合的に必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をしてはならない。

2 市民は、あらゆる差別を温存し、又は助長する行為をしないように努め、市が実施する施策の推進に協力するものとする。

(施策の推進)

第 5 条 市は、あらゆる人権侵害をなくすために、人権尊重のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(教育、啓発活動の充実)

第 6 条 市は、人権尊重のまちづくりのため、学校、家庭、地域、企業等の各関係機関と連携しながら、きめこまやかな教育、啓発活動の充実に努め、あらゆる差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会環境の醸成を促進するものとする。

(調査等の実施)

第 7 条 市は、施策及び啓発活動の推進のため、必要に応じ意識、実態調査等を実施するものとする。

(推進体制の充実)

第 8 条 市は、国、県及び関係機関との連絡調整を緊密に行い、市民とともに、人権尊重のまちづくりを積極的に推進する体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第 9 条 市は、この条例の目的達成のための重要事項を調査審議するため、甲賀市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

| 委員名 | 団体・組織名 | 任期 | |
|--------|----------------|-------------------|-----|
| 市井 幸夫 | 人権擁護委員協議会 | H17・4・1～H21・3・31 | 会長 |
| 寺村 安意 | 人権擁護委員協議会 | H17・4・1～H18・3・31 | |
| 伊室 信子 | 人権擁護委員協議会 | H17・4・1～H19・3・31 | |
| 稻岡 昌瑞 | 人権擁護推進員 | H17・4・1～H18・12・31 | |
| 橋本 隆子 | 人権擁護推進員 | H17・4・1～H19・3・31 | |
| 藤村 稔 | 区長連合会 | H17・4・1～H18・3・31 | |
| 岡村 久充 | 区長連合会 | H17・4・1～H18・3・31 | |
| 左近 律男 | 区長連合会 | H18・4・1～H19・3・31 | |
| 青木 洋八 | 区長連合会 | H18・4・1～H19・3・31 | |
| 松田 勝征 | 区長連合会 | H19・8・21～H20・3・31 | |
| 橋本 康生 | 民生委員児童委員協議会連合会 | H17・4・1～H19・3・31 | |
| 小倉 千三枝 | 民生委員児童委員協議会連合会 | H17・4・1～H21・3・31 | |
| 植西 晴彦 | (社)甲賀・湖南人権センター | H17・4・1～H20・3・31 | 副会長 |
| 神田 泰男 | 人権教育推進協議会 | H17・4・1～H21・3・31 | |
| 豊田 いづみ | 人権教育推進協議会 | H17・4・1～H21・3・31 | 副会長 |
| 小倉 明美 | CAPレラ | H17・4・1～H21・3・31 | |
| 井田 健 | 滋賀国際医療研究会 | H17・4・1～H21・3・31 | |
| 西田 三男 | 人権団体代表 | H17・4・1～H19・3・31 | |
| 坂本 正幸 | 人権団体代表 | H17・4・1～H21・3・31 | |
| 前川 弘 | 人権団体代表 | H17・4・1～H19・3・31 | |
| 中辻 勉 | 人権団体代表 | H17・4・1～H19・3・31 | |
| 西川 敏則 | 人権団体代表 | H17・4・1～H19・3・31 | |
| 池本 まつゑ | 人権団体代表 | H19・8・21～H21・3・31 | |
| 西田 くみ子 | 女性の会 | H17・4・1～H18・3・31 | |
| 大塚 明美 | 女性の会 | H18・4・1～H19・3・31 | |
| 清水 多津 | 女性の会 | H19・8・21～H21・3・31 | |
| 吉田 勇 | 老人クラブ連合会 | H17・4・1～H21・3・31 | |
| 藤本 俊治 | 身体障害者更生会 | H17・4・1～H21・3・31 | |
| 大槻 敏明 | さわらび福祉会 | H17・4・1～H21・3・31 | |
| 吉水 定宏 | 鹿深の家代表 | H17・4・1～H19・3・31 | |
| 藤井 瑠芽子 | びわこ未来の会 | H17・4・1～H21・3・31 | |

甲賀市人権尊重のまちづくり推進協議会委員名簿

任期:平成19年7月9日～平成21年3月31日

| 委 員 名 | 団体・組織 | |
|-----------|-------------|-----|
| 平 尾 敏 一 | 人権擁護委員 | |
| 田 中 義 人 | 人権擁護委員 | |
| 伊 室 信 子 | 人権擁護委員 | |
| 植 西 真 児 | 人権擁護推進員 | |
| 横 山 茂 樹 | 人権擁護推進員 | |
| 梅 本 謙 次 | 人権擁護推進員 | 会長 |
| 黄 瀬 聖 師 | 人権教育関係者 | |
| 山 本 真 弓 | 人権教育関係者 | |
| 吉 川 隆 夫 | 民生委員児童委員 | |
| 前 田 道 代 | 民生委員児童委員 | 副会長 |
| 森 地 和 満 | 学識経験者 | |
| 坂 本 敏 治 | 人権団体 | |
| 西 田 ユ リ 子 | 人権団体 | |
| 奥 村 義 範 | 甲賀・湖南人権センター | |

甲人政第79号
平成19年（2007年）12月5日

甲賀市人権尊重のまちづくり審議会
会長 市井 幸夫 様

甲賀市長 中嶋 武嗣

甲賀市人権総合計画の策定について（諮問）

国連で1948年に採択された『世界人権宣言』における、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」という理念及び『日本国憲法』において保障された基本的人権の享有を基本としてあらゆる差別や人権侵害のない社会の実現に取り組んできました。また2000年には『人権教育及び人権啓発の推進に関する法律』が制定され、同法律の基本理念に基づき人権教育及び人権啓発を推進しています。

平成17年（2005年）には『甲賀市人権尊重のまちづくり条例』『甲賀市人権尊重の都市宣言』を制定し、この条例・宣言の具現化に向けて、昨年貴審議会からいただいた、「甲賀市人権総合計画策定のための基本方針」の答申を受け、基本方針を策定しました。今年度は、基本方針に基づき、甲賀市人権尊重のまちづくり推進協議会で協議、検討をいただき、人権総合計画（案）策定に取り組んでまいりました。

については、人権尊重のまちづくりを推進するための『甲賀市人権総合計画』を策定するために、貴審議会のご意見をいただきたく、ここに諮問いたします。

記

1 諒問事項 甲賀市人権総合計画（案）について

平成20年（2008年） 2月19日

甲賀市長 中嶋武嗣様

甲賀市人権尊重のまちづくり審議会
会長 市井 幸夫

甲賀市人権総合計画（案）について《答申》

平成19年（2007年）12月 5日付け甲人政第79号で諮問のあった
甲賀市人権総合計画（案）について、審議の結果を別紙のとおり答申いたします。

人権総合計画策定経過

| | 開催日 | 内容等 | |
|-------|-------------|---|--------|
| 審議会 | 平成17年7月25日 | 委嘱状交付、会長・副会長の選出、今後の日程等 | 基本方針 |
| 審議会 | 平成18年1月30日 | 人権総合計画策定スケジュール、人権総合計画策定のための基本方針の諮問について | 基本方針 |
| 審議会 | 平成19年1月23日 | 甲賀市人権総合計画策定のための基本方針」の答申案について | 基本方針 |
| 審議会 | 平成19年2月8日 | 甲賀市人権総合計画策定のための基本方針」の答申案について | 基本方針 |
| 審議会 | 平成19年2月22日 | 甲賀市人権総合計画策定のための基本方針」の答申案について | 基本方針 |
| 審議会 | 平成19年3月8日 | 甲賀市人権総合計画策定のための基本方針」の答申案について | 基本方針 |
| 審議会 | 平成19年3月15日 | 甲賀市人権総合計画策定のための基本方針」について答申 | 基本方針 |
| 推進協議会 | 平成19年7月9日 | 委嘱状の交付・役員選出について・今後の日程について | 計画素案作成 |
| 推進協議会 | 平成19年9月26日 | 総合実態調査データについて・府内人権関連事業調書について | 計画素案作成 |
| 推進協議会 | 平成19年10月22日 | 人権総合計画素案について | 計画素案作成 |
| 推進協議会 | 平成19年11月5日 | 人権総合計画素案について | 計画素案作成 |
| 審議会 | 平成19年8月21日 | 委嘱状交付・会長副会長の決定等 | 計画案審議 |
| 審議会 | 平成19年12月5日 | 諮問:人権総合計画案について 審議:人権総合計画案について(第1~第3章) | 計画案審議 |
| 審議会 | 平成19年12月20日 | 審議:人権総合計画案について(個別課題:同和問題・女性) | 計画案審議 |
| 審議会 | 平成20年1月16日 | 審議:人権総合計画案について(個別課題:同和問題・こども・高齢者・障がいのある人) | 計画案審議 |
| 審議会 | 平成20年1月28日 | 審議:人権総合計画案について(個別課題:外国人・その他さまざまな人権問題等) | 計画案審議 |
| 審議会 | 平成20年2月14日 | 審議:人権総合計画案について(個別課題:外国人・その他さまざまな人権問題等・全般を通して) | 計画案審議 |
| 審議会 | 平成20年2月19日 | 人権総合計画案について答申 | 計画案審議 |

人権関係年表

| 年 | 国連等 | 国内 |
|-----------|--|---|
| 1871(明4) | | 「解放令」(8月28日) |
| 1889(明22) | | 「憲法発布勅語」(2月21日) |
| 1890(明23) | | 「教育ニ関スル勅語」(10月30日) 「大日本帝国憲法」施行(11月29日) |
| 1899(明32) | | 「北海道旧土人保護法」施行(4月1日) |
| 1922(大11) | | 「水平社宣言・綱領・決議」(3月3日) |
| 1945(昭20) | 「国際連合憲章」調印(6月26日) | |
| 1946(昭21) | 「国連人権委員会」設置 「婦人の地位向上委員会」設置 | 「日本国憲法」公布(11月3日) |
| 1947(昭22) | | 「教育基本法」(3月31日) 「日本国憲法」施行(5月3日) 「労働基準法」施行(9月1日) |
| 1948(昭23) | 「世界人権宣言」採択(12月10日) | 「児童福祉法」施行(1月1日) 「優生保護法」施行(9月11日) 「民法」改正(12月21日) |
| 1949(昭24) | 「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約」採択(12月2日) | |
| 1950(昭25) | | 「身体障害者福祉法」(4月1日) 「生活保護法」施行(5月4日) |
| 1951(昭26) | 「難民の地位に関する条約」採択(7月28日) | 「児童憲章」制定(5月5日) |
| 1952(昭27) | 「婦人の参政権に関する条約」採択(12月20日) | 「外国人登録法」施行(4月28日) |
| 1955(昭30) | | 「婦人の参政権に関する条約」批准(7月13日) |
| 1956(昭31) | | 「国際連合」加入(12月18日) |
| 1958(昭33) | 「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(ILO第111号条約)」国際労働機関総会第42回会期採択(6月25日) | 「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約」批准(5月1日) |
| 1959(昭34) | 世界難民年(～1960年) 「児童の権利に関する宣言」採択(11月20日) | |
| 1960(昭35) | ユネスコ「教育における差別待遇の防止に関する条約」採択 | 「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行(7月25日) 「同和対策審議会」設置 |
| 1965(昭40) | 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」採択(12月21日) | 「同和対策審議会答申」(8月11日) |
| 1966(昭41) | 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」並びにその「選択議定書」採択(12月16日) | |
| 1967(昭42) | 「難民の地位に関する議定書」採択(1月31日) 女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する宣言」採択 | |
| 1968(昭43) | 「国際人権年」 | |
| 1969(昭44) | | 「同和対策事業特別措置法」施行(7月10日) |
| 1970(昭45) | | 「心身障害者対策基本法」 |
| 1971(昭46) | 「人種差別と闘う国際年」「精神薄弱者の権利宣言」採択(12月20日) | |
| 1973(昭48) | 「第1次人種差別と闘う10年」(～1983年) アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」(11月30日) | |

人権関係年表

| 年 | 国連等 | 国内 |
|-----------|---|--|
| 1974(昭49) | ユネスコ総会「国際理解、国際協力および国際平和のための教育ならびに人権および基本的自由についての教育に関する勧告」採択(11月19日) | |
| 1975(昭50) | 「国際婦人年」「障害者の権利に関する宣言」採択(12月9日) 「国際婦人年の10年」(1976～1985)の決議を採択(12月) ILO「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」採択 | |
| 1976(昭51) | 「国際婦人の10年」(~1985年) | |
| 1978(昭53) | | 「同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行(11月13日) |
| 1979(昭54) | 「国際児童年」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択(12月18日) | 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准(6月21日) |
| 1980(昭55) | 「世界女性会議」(コペンハーゲン) | |
| 1981(昭56) | 「国際障害年」 国連総会「宗教または信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言」採択(11月25日) 「国連・障害者の10年」(1983～1992)の決議を採択(12月3日) 「ILO第156号条約(家族的責任平等条約)」採択 | 「障害者の日」設定 「難民の地位に関する条約」批准(10月3日) 「今後における同和関係施策について(同和対策協議会意見具申)」(12月10日) |
| 1982(昭57) | 「高齢者問題世界会議」(ウィーン) 「高齢者問題国際行動計画」採択 「障害者に関する世界行動計画」採択 | 「難民の地位に関する議定書」批准(1月1日) 「地域改善対策特別措置法」施行(3月31日) |
| 1983(昭58) | 「世界コミュニケーション年」「第2次人種差別と闘う10年」(~1993年) 「障害者のための国連10年」(~1992年) | |
| 1984(昭59) | 「拷問及び その他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」採択(12月10日) | 「今後における啓発活動のあり方について(地域改善対策協議会意見具申)」(6月19日) 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准(6月25日) |
| 1985(昭60) | 「犯罪の被害者と権力乱用の被害者に関する司法の基本原則宣言」採択 「世界女性会議」(ナイロビ) ILO「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 | |
| 1986(昭61) | 「国際平和年」 | 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」(4月1日) 地域改善対策協議会基本問題検討部会報告書(8月5日) 「今後における地域改善対策について(地域改善対策協議会意見具申)」(12月11日) 「今後の地域改善対策に関する大綱」(12月17日) |
| 1987(昭62) | | 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行(4月1日) |

人権関係年表

| 年 | 国連等 | 国内 |
|----------|---|---|
| 1989(平1) | 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択(11月20日) 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書(死刑廃止)」採択(12月15日) | 「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行(2月17日) |
| 1990(平2) | 「国際識字年」 「すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択(12月18日) | 「保育所保育指針」策定 |
| 1991(平3) | 「高齢者のための国連原則」採択 | 「今後の地域改善対策について(地域改善対策協議会意見具申)」(12月11日) 「今後の地域改善対策に関する大綱」(12月20日) |
| 1992(平4) | 1999年を「国際高齢者年」に決議(10月16日) | 「地対財特法」一部改正(3月31日) |
| 1993(平5) | 「世界の先住民の国際年(国際先住民年)」 世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択(6月25日) 「世界の先住民の国際年の10年」(1994~2003)の決議を採択(12月20日) ESCAP「アジア太平洋障害者の10年行動課題」決定(1993~2002) 「障害者機会均等化基準原則」決議 ユネスコ「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」採択 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 | 障害者対策推進本部「障害者対策に関する新長期計画」策定(3月22日) 「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正・施行(12月3日) |
| 1994(平6) | 「国際家族年」 「国連人権高等弁務官」創設 「人権教育のための国連10年」(1995~2004)の決議を採択(12月23日) 「国連人権教育の10年(1995~2005)行動計画」採択 | 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」批准(4月22日) 「学校における同和教育指導資料(文部省)」発行(7月) 「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建設の促進に関する法律(ハートビル法)」施行(9月28日) 「新ゴールドプラン(高齢者保健福祉計画)」改定(12月18日) |
| 1995(平7) | 「国際寛容年」 「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択(9月15日) | 「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ改正(7月1日) 「ILO第156号条約」批准(6月9日) 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」批准(12月15日) 「人権教育のための国連10年推進本部」設置(12月15日) 「高齢社会対策基本法」施行(12月16日) 障害者対策推進本部「障害者プラン(ノーマライゼーション7ヶ年戦略)」策定(12月18日) 「人種差別撤廃条約」批准(12月15日) |
| 1996(平8) | 「貧困根絶のための国際年」 | 「らい予防法の廃止に関する法律」施行(4月1日) 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について(地域改善対策協議会意見具申)」(5月17日) 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(閣議決定)」(7月27日) 男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定(12月13日) 「高齢社会対策大綱」策定(12月28日) |

人権関係年表

| 年 | 国連等 | 国内 |
|-----------|--|--|
| 1997(平9) | 「第1次貧困根絶のための国連10年」 (~2006年) | 「人権擁護施策推進法」施行(3月25日) 「人権擁護推進審議会」設置(3月25日) 「地対財特法」一部改正(3月31日) 「男女共同参画審議会設置法」施行 (4月1日) 「男女雇用機会均等法」改正(6月18日) 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行・「北海道旧土人保護法」廃止 (7月1日) 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」のとりまとめ(7月4日) |
| 1998(平10) | | 60歳以上定年制義務化(「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)」一部改正)(4月1日) 障害者雇用率(1.8%)の設定(「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」一部改正)(7月1日) 「特定非営利活動促進法」施行 (12月1日) |
| 1999(平11) | 「国際高齢者年」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択 (10月6日) | 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症新法)」施行・ 「エイズ予防法」廃止(4月1日) 「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律(精神薄弱者からの知的障害者への用語改正)」施工 (4月1日) 「男女共同参画社会基本法」施行 (6月23日) 「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」批准(6月29日) 人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申 (7月29日) 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」公表(10月4日) 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)」施行 (11月1日) |
| 2000(平12) | 「国際感謝年」「平和の文化国際年」「児童の武力紛争への参加に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」「児童売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択(5月25日) 「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 | 成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」等施行(4月1日) 指紋押捺制度全廃(「外国人登録法」一部改正(4月1日) 「民事法律扶助法」施行(10月1日) 「刑事訴訟及び検察審査会法の一部を改正する法律」「犯罪被害者等の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律」施行(11月1日) 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行 (11月15日) 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 (11月20日) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行(11月24日) 人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ」公表 (11月28日) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行(12月6日) 「男女共同参画基本計画」策定(12月) |

人権関係年表

| 年 | 国連等 | 国内 |
|-----------|---|--|
| 2001(平13) | 「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」「人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連のある不寛容に反対する世界会議」 | <p>人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方」答申(5月25日) 「雇用対策法」改正・施行(10月1日) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行(10月13日) 「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」開催(横浜、12月17～20日) 「人権教育・啓発に関する基本計画(中間とりまとめ)」公表(12月20日) 「新しい高齢社会対策大綱」策定(12月21日) 人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について(諮問第2号に対する追加答申)」答申(12月21日)</p> |
| 2002(平14) | | <p>「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定(3月15日) 「平和の文化国際年」「児童の武力紛争への参加に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」署名(5月10月) 「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書(仮称)」批准(5月10月) 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任法)」施行(5月27日) 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行(8月7日) 「身体障害者補助犬法」施行(第9条の規定は2003年10月1日施行)(10月1日) 「障害者基本計画」策定(12月)</p> |
| 2003(平15) | | <p>「個人情報の保護に関する法律」施行(5月30日) 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」施行(6月13日) 「次世代育成支援対策推進法」施行(7月16日) 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行(7月16日) 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」施行(7月16日) 「裁判の迅速化に関する法律」施行(7月16日) 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行(7月24日) 「少子化社会対策基本法」施行(9月1日) 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行(9月13日) 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行(10月1日)</p> |

人権関係年表

| 年 | 国連等 | 国内 |
|-----------|--|--|
| 2004(平16) | | <p>「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(裁判員法)」公布(5月28日) 「人権教育の指導方法等の在り方について(第1次とりまとめ)」(6月) 「公益通報者保護法」公布(6月18日) 「外国人登録法」改正(12月3日) 「犯罪被害者等基本法」公布(12月8日) 「発達障害者支援法」公布(12月10日)</p> |
| 2005(平17) | | <p>「障害者自立支援法」公布(11月7日) 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」公布(11月9日)</p> |
| 2006(平18) | <p>「人権委員会」を「国連人権理事会」に改組(6月) 「障害者の権利条約」採択(12月13日) 「すべての人を強制的失踪から保護するための条約(強制的失踪防止条約)」採択(12月20日)</p> | <p>「人権教育の指導方法等の在り方について(第2次とりまとめ)」(1月) 日本、「国連人権理事会」の理事国に当選(5月9日) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」公布(6月15日) 改正「教育基本法」公布・施行(12月8日)</p> |
| 2007(平19) | | <p>「日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)」公布(5月18日) 「児童虐待防止法改正法」成立(5月25日) 「少年法改正法」成立(5月25日)</p> |